

女性・平和・安全保障
に関する行動計画
評価報告書
2018～2019年

女性・平和・安全保障に関する行動計画
評価委員
2021年3月

目次

1. 総論.....	3
2. 国際協力における取り組み	6
3. 国内における取り組み	19
4. 評価.....	27
参考資料1.....	33
参考資料2.....	61
評価委員会.....	65

1. 総論

1. 「行動計画」の見直しにともなう評価方針の変更

2015年から2017年の取り組みについては各年の年次評価報告が公表されてきた。2019年4月1日改定の第2次「行動計画」に基づき、今次2020年度評価報告書は2018年及び2019年の事業を対象とする。評価委員会は「行動計画」の見直しに伴い、これまでの評価の枠組み自体を見直すこととした。

これまでの「モニタリング・評価」は、「行動計画」の参画、予防、保護、人道・復興支援という4つの柱に分類された事業を①アクティビティとアウトプット志向と②アウトカム志向という二つの目的志向カテゴリーに分類し、「行動計画」の達成目標を目指す取り組みの評価を好事例の抽出という枠組みで行った。その方法は「行動計画」に含まれる具体策の実施成果を確認するという意味では一定の成果を挙げた。例えば、日本政府による二国間援助は多国間援助と共に「行動計画」策定前から「女性・平和・安全保障(WPS)」関連のプロジェクトを少なからず実施していたことや、上記①アクティビティ・アウトプットが達成目標となっている案件が圧倒的多数である事実を確認できた。特に取り組みの達成目標については、WPS「行動計画」が目指すべきアウトカム志向の普及が今後のさらなる進展の鍵となることの確認でもあった。評価資料を提供される関連各省・機関のモニタリング作業部会にとっては好事例はアウトカム志向の取り組みのモデルとなったが、評価委員会は今回の見直しを有効な進展の機会と捉えている。

評価委員会は過去3回の経験知に基づき、今回の「行動計画」評価の意義はこの2年の実施期間におけるWPSの取り組みにおける「政策評価」であると認識した。したがって、対象期間に実施されたすべての事業がWPS政策に関与する評価対象となっている。ここには「行動計画」策定後に取り組みを始めた関連事業(例えば「紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金」や「G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」など)への協力や市民社会の取り組みとして日本の緊急人道支援の強化に向けてNGO、経済界、政府のパートナーシップにより発足したジャパン・プラットフォーム(JPF)による事業も含まれている。評価の方法としては、「行動計画」が目指す目標達成に向けたアウトカムの確認のために、国際協力という領域の中で紛争影響地域と災害影響地域における取り組み及び国内における取り組みの進展と課題を抽出し、今後の進展のための視点・方法の提案を試みた。取り組みの参考となる具体例も紹介している。国際協力と国内の取り組みとでは案件数や内容、予算等に大きな差があり、併記するにあたってはそれぞれの背景について配慮しつつ「行動計画」の目的達成に資する政策評価を目指す。

評価の考え方に関しては、「行動計画」の目指す目的と対象期間に実施された取り組みの成果の論理的整合性の度合いを発見することがベースとなり、好事例の抽出が評価ランキングの結果となっている。今回は、単独事例の評価ではなく、事例全体から読み取る政策の特性を見出し、WPS に関する「行動計画」の特有の内容に基づいて、WPS 活動をジェンダー主流化という目的に繋げるメタ評価(本文の「評価」を参照)となっている。

2. 取り組みの進展・課題・提案

国際協力領域の紛争影響地域における主要な進展は、第 1 に取り組み数の増加傾向と取り組み内容の質の向上が挙げられる。取り組み数では、国際機関への拠出を通じた件数の増加が顕著だが、実施主体が JPF の場合も類似の傾向である。二国間援助を通じた取り組みでは横ばい状態でも、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主たる目的とする取り組み数は倍増している。質的向上については、女性を紛争解決や予防、復興と開発に重要な役割を果たす「主体」と位置づけて、その役割や能力を強化する事業が明らかに目立つようになっていることを強調したい。取り組み内容は教育保障、生計向上、紛争解決や平和構築に向けた地域の女性リーダーや団体の役割・能力の強化、和解や調停、復興・開発に向けた女性の経済的自立、方針決定への参加など、複合的な観点からの取り組みとなっている。安全保障や平和構築に向けた取り組みにおいて女性の脆弱性のみが強調される傾向が強い中、紛争予防や復興・開発における重要な役割の担い手として女性を位置づける視点は、「行動計画」が目指す目標の核心であり、大きな進展といえる。第 2 の主要な進展は、これまで支援の中心となっていた人道上危機的な状況下の女性や少女の保護・救済への取り組みの強化にみられる。保護・救済の対象者という立場にある女性・少女への支援が栄養改善やリプロダクティブヘルス、生計向上、ジェンダーに基づく暴力(GBV)予防教育など彼女たちの安全保障の構築につながるという意味で、更なる進展だといえる。これら取り組みの質的向上の背景には、取り組み数の増加や多国間援助のパートナーの多様化などの要因があるとみられる。

課題としては、第 1 に ODA と JPF いずれも女性の政治参画を促進する取り組みが極めて少ないことである。和平交渉や和平プロセスなど国や地域の行方を決める場に男女同等に参加できるシステムづくりと人材育成や選挙制度の構築を目指す取り組みが希薄といえる。第 2 はジェンダー役割の優劣を基盤とする社会制度と規範の変革につながるような女性のエンパワーメント、なかでも教育、研修、研究への注視が不足している。第 3 はあらゆる形態の GBV の根底にあるジェンダー規範と慣行の終焉に向けた法整備と司法関係者の能力強化が重要である。そして第 4 は、二国間政府開発援助

(ODA) 拠出金額における WPS 関連案件の増加との関係性である。2019 年の ODA 拠出金額は 2018 年に比べて増額されているが脆弱国に対する案件では半減以下となっており、しかも減少率が「ジェンダー平等が主目的の案件」において著しい(本報告書資料2を参照)。このデータのみでは、WPS の取り組み数の増加や内容の質的向上と ODA 全体の拠出金額との関係を説明できない。政策としての WPS への取り組みの評価という観点から、両者の相関関係の解明が必要である。

災害影響地域における取り組みでの進展としては、災害後の女性たちのニーズ調査・分析に基づく支援が増加したこと、特に女性を防災・災害対応・復興の主体と位置付けて支援する国際協力が増加し、国や地方自治体、地域コミュニティの各レベルで予防・対応・復興の政策・計画・実施の過程に女性参画を促す努力がみられたことが挙げられる。このような取り組みは、日本が国内での知見や教訓に基づく国際協力を実践している好事例として奨励できる。他方課題としては、防災・災害対応・復興をジェンダー視点でとらえることの意味や意義が関係者に浸透しているとは言い難い。

WPS に関する**国内**における取り組みでは、国内の災害分野における女性の意思決定への参画の促進が際立っている。関連省庁内における人材育成や活用の取り組みにおいては、取り組み年数や国際機関との連携活動経験などによる差がみられる。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際基準に基づく活動や研修への参加による効果は明白であるので、今後に期待したい。

3. 報告書のフォローアップ

「行動計画」は国の取り組み計画であると同時に、第 1 次行動計画の執筆過程において市民社会・NGO との協力関係を継続して得た結果である。その点で市民社会・NGO には GO とのパートナーシップを醸成した成果物としてオーナーシップを感じるむきもある。外務省は報告書公表に当たっては市民社会・NGO との対話を確実に開催してきた。評価委員会は、モニタリング・評価の考え方についての議論や市民社会・NGO との共有を深めるようにする会合に発展されることを期待している。また、関係各省・機関との勉強会に類する会合を通して、WPS 行動計画の理解の深化と協力関係を積み上げたいと願っている。今回の評価報告書は政策評価としており、外務省をはじめ、実施主体である政府関係省庁全体のジェンダー主流化促進の一助としてこれまで以上に報告書の周知・活用を期待したい。

担当: 目黒依子

2. 国際協力における取り組み

はじめに

日本政府の女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2019-2021)は、国際協力を通じて、紛争や災害など人道上危機的な状況にある国や地域における女性や少女の平和と安全保障を推進することをその目標の一つに掲げている。具体的には、1)紛争や災害の影響地域における国際協力を通じて、脆弱な状態に置かれている女性や少女たちの保護や人権保障に取り組むとともに、2)紛争や災害の予防、地域の復興と開発、平和と安全の維持に向けたあらゆる取り組みへの女性の参画とリーダーシップを推進して、女性や少女の人権や平和と安全が守られるジェンダー平等な社会を実現していくことを目指している。

同行動計画の実施に向けた国際協力の実施主体としては、日本政府の開発援助(ODA)と市民社会・NGO が位置づけられている。今回の評価では、ODA による取り組みとして、日本政府による国際機関への出資・拠出(多国間援助)と二国間援助の事業(215 件)を対象として実施する。また、市民社会・NGO の取り組みとしては、日本の緊急人道支援の強化に向けて NGO、経済界、政府のパートナーシップにより発足したジャパン・プラットフォーム(JPF)¹の日本政府拠出による事業(30 件)を対象に評価を行う。

I 紛争影響地域における取り組み

1. 進展

紛争影響地域においては、女性を紛争解決や予防、復興と開発に重要な役割を果たす「主体」と位置づけて、その能力を強化しようとする支援が増加していることが高く評価できる。例えば、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、ケニア、シリア、サヘル地域など、貧困や民族差別を背景にテロや暴力的過激主義が拡散する国や地域においては、日本政府は、機動力のある国際機関への拠出を通じて、難民や少数民族を含む女性や少女たちの教育を保障し生計を向上させるとともに、紛争

¹ 現在45のNGOが加盟している。

解決や平和構築に向けて地域の女性リーダーや女性団体の役割や能力を強化する取り組みを進めている。また、ネパール、スーダン、ウガンダ、コートジボワールなど復興・開発期にある地域では、和解や調停、信頼醸成や復興・開発に向けた二国間援助においても、対象地域の女性たちをとりまく現状や課題を把握するために調査を実施し、女性たちの経済的な自立や意思決定の場への参画を後押しする取り組みを進めている。スリランカに対しては、国際機関への拠出と二国間援助の両方の取り組みを通じて、同国の「女性・平和・安全保障」国内行動計画(NAP)の策定と、同行動計画の「実施」に向けた制度整備や人材育成が進めてきた。また、国連や地域機構による平和維持活動(PKO)への女性の参画やリーダーシップを推進するイニシアティブへの支援も展開している。従来、政策領域を含め、安全保障や平和構築に向けた取り組みにおいては、女性の脆弱性のみが着目され、女性が紛争予防や再発防止、復興や開発に重要な役割を果たしている現実には十分に認識されてこなかった。こうした中、女性を男性と平等で主体的な役割を果たす平和と安全の「担い手」として位置づけ、紛争予防や平和維持、復興と開発への女性の参画やリーダーシップの実現を支援する取り組みが増加していることは、女性の人権や平和と安全が守られるジェンダー平等で公正な社会の実現を大きく後押しするものとして高く評価できる。

また、人道上危機的な状況に置かれている女性や少女たちを適切に保護・救済するための取り組みが強化されてきていることも評価に値する。例えば、タンザニア、南スーダン、ウガンダ、コンゴ民主共和国、イラク、シリア、ヨルダン、パレスチナ、バングラデシュでは、国際機関への拠出や、NGOと経済界、政府が協働するジャパンプラットフォーム(JPF)による支援を通じて、難民や国内避難民としてキャンプに暮らす女性や少女たちの栄養改善やリプロダクティブヘルス、生計向上が支援されている。同時に、難民キャンプの環境改善や運営に関わる計画づくりや活動への女性の参画も推進されている。また、女性の平和と安全を日常的に大きく脅かしているドメスティック・バイオレンス(DV)や性暴力などのジェンダーに基づく暴力(GBV)の予防に向けた啓発や教育活動や、被害者の心身の回復、経済的な自立や社会復帰のための事業も実施されている。さらに、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス、フィリピンなどのアジア地域においては、性産業や国境を越えた女性・少女の人身取引が拡大している現状を踏まえ、国際機関への拠出と二国間援助の両方を通じて、その予防や対策に携わる組織や人材の能力強化や、被害者の自立と社会復帰に向けた体制作りへの支援が進められている。アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ヨルダン等においては、警察人材の能力強化に向けた二国間援助を通じて、GBV 被害者の適切な保護をめざす取り組みも進められてきている。

2. 課題

他方、現在の日本の国際協力においては、政府開発援助とJPFのいずれを問わず、女性の政治参画を促す取り組みが圧倒的に少ない。コミュニティにおける紛争の和解や信頼醸成、復興や開発に向けた活動や取り組みにおいては女性の参画を促進する努力がみられる。しかし、和平交渉や和平プロセスにおける意思決定の場を含め、国や地域レベルにおける政治への女性の参画を推進する事例はごく僅かにすぎない。女性の政治参画は、女性や少女の人権や平和と安全が守られるジェンダー平等な社会の実現に向けて不可欠である。今後の国際協力においては、政治参加に向けた女性たちの能力強化や、女性たちの組織化や草の根の女性団体による取り組みへの支援を通じて、女性の政治参画を促進する取り組みを強化していくことが必要である。また、女性の政治参加を推進する視点に立った選挙制度の構築や議会運営を支援していくことも重要だろう。

同時に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する視点に立った法律や政策・制度の整備を強化していくことも重要である。一般的に、男性を優位に置く家父長制社会では、女性たちはさまざまな権利や機会、主体性を制限され、安全で尊厳のある生活ができない状況に置かれることが多い。そのため、女性や少女たちの平和と安全の保障を実現していくためには、女性や少女たちを取り巻く問題の構造を総合的に分析し、女性や少女たちの保護や安全確保、能力強化に取り組むとともに社会や組織における差別的な制度やしきみを変革し、既存の男性優位な社会を変えていくことを意識した取り組みが不可欠である。しかしながら、現状においては、取り組みの多くがそうしたジェンダー平等な社会変革を意識したものとなっていない。「女性にも能力強化を行う機会を提供する」、「研修する」、「女性を雇用する」など、女性にも平等に資源や機会を振り分けることを意識した取り組みは増加してきているが、既存の男性優位な社会構造の変革に向けて、関連する機関や組織の政策や制度、ルールをより包摂的で平等なものにしていくための取り組みは十分に実施されてきていない。今後は、今日の前に生じている格差を対処療法的に是正するに留まらず、そうした格差を生み出さないための構造改革を進めていくことが求められる。

さらに、性暴力や虐待、ドメスティック・バイオレンス、児童婚を含むジェンダーに基づく暴力(GBV)の撤廃に向けた取り組みも不足している。特に、二国間援助を通じた同課題への取り組みが大きく欠如している。アジア地域における人身取引対策や、アフガニスタン、マリ、コートジボアールなどの紛争影響地域における治安部門改革の中で、GBV 課題へ対応する人材育成が進められていることは評価に値する。しかしながら、紛争影響地域における DV や性暴力、児童婚や誘拐婚、女性器切除(FGM)や名

営殺人などの GBV の実態の規模の大きさと深刻さ²に対して、被害者の保護や社会復帰に向けた制度や人材育成、支援インフラの整備に向けた日本の二国間援助の取り組みは、数も規模も、顕著な効果が期待できるには程遠い状況と言わねばならない。

ジェンダーに基づく暴力(GBV)は、女性や少女の心身の健康や人権を脅かし、地域の社会や経済に多大なダメージや損失をもたらす深刻な社会課題であり、国際社会においても、また日本の女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2019-2021)においても重要な取り組み課題として位置付けられている。今後、紛争影響地域における日本の国際協力は、被害者の救済や社会復帰、加害者処罰に向けた取り組みを強化すべきであり、GBV を生み出さない地域や社会づくりを進めていくことが重要である。具体的には、1)あらゆる GBV は犯罪であることを広く社会に周知するための啓発や教育、2)ホットラインやシェルター、医療施設、ワンストップセンターなどの支援インフラの整備、保健医療従事者や警察官、相談員やソーシャル・ワーカーなど、被害者を直接支援する人材の育成とリファラル機能の強化、3)被害者の就業や住宅の支援、被害者の心身や尊厳の回復や社会復帰への支援、4) 加害者不処罰の慣行の終焉に向けた法整備や法・司法関係者の能力強化等に向けた取り組みを加速化させていくことが重要である。

II. 災害影響地域における取り組み

1. 進展

災害影響地域においては、女性や少女の被害状況や復興過程におけるニーズを踏まえた国際協力の取り組みが増えていることが評価できる。例えば、インドネシアでは、地震後の救援・復興において、女性たちの被害状況や被災地コミュニティにおける現状や課題を把握するために情報収集・分析調査が実施され、その結果に基づいて女性グループへの生計向上に向けた支援が実施されている。また、ネパールでは、地震後の住宅復興支援に際し、「住宅再建の資金を受け取った女性世帯の割合」が復興の進捗を把握する指標に設定され、女性世帯主が住宅再建状況において不利にならないよう定期的にモニタリングされている。また、従来、緊急救援において女性へのリプロダクティブヘルス・ライツ

² 2020年現在、世界の女性の3人に1人が身体的・性的暴力を経験し、10人に1人の少女が望まない性行為や性暴力の被害を受けていると言われている。(UN Women 2020)

(SRHR)サービスの提供は十分とは言えなかったが、思春期の少女を含め、女性に対して統合的なSRHR サービスを提供する取り組みもみられるようになっている。

一般的に、災害の被害や復興の困難による影響は男女や立場の違いによって異なる。社会で不利な立場に置かれ、普段から発言権が弱い人々は、災害時にも大きな被害を受けるとともに、生活の再建や復興も遅れがちである。そのため、公正な形で救援や復興を支援するためには、被害状況や復興における進捗や課題に関してジェンダー・年齢・社会階層別に情報を収集・分析し、それぞれの固有のニーズにも適切に対応する支援を行なうことが不可欠である。災害影響地域において、地域で声を出しにくい状況に置かれている女性たちからも積極的に情報収集するとともに、そのニーズや課題解決に取り組む国際協力が増加してきていることは高く評価に値する。

さらに、女性を防災・災害対応・復興の主体と位置づけて支援する国際協力が増えてきていることも評価できる。上述のとおり、女性は、男性とは異なるニーズを抱えており、災害時にはこうした女性固有の課題やニーズに配慮した支援が必要だが、その一方で、女性はただ支援されるだけの存在ではなく、防災・災害対応・復興において力を発揮できる存在でもある。しかし、多くの国において、防災・災害対応・復興の政策や計画の策定の現場で意見を述べたり、活動を担うのは、政府内でも地域コミュニティにおいても男性が多い。一方、今回の評価対象となった国際協力の取り組みにおいては、国や地方自治体、地域コミュニティの各レベルにおいて、防災・災害対応・復興の政策・計画の策定や、事業実施の過程に女性の参画を促す努力が多くみられた。例えば、バングラデシュでは、二国間援助を通じて、地方自治の各レベル(県・郡・ユニオン)で組織されている災害管理委員会への女性の参画が推進され、ジェンダーの視点に立った地域防災能力強化が進められている。中米諸国でも、これまで男性が大半を占めていた防災技術分野(リスク評価、防災計画、地震や津波の観測など)の行政官研修に女性の参加が推進されている。また、インドネシアやモンゴルをはじめとする複数の国では、女性の参画推進に向けて、現地の女性組織と連携して、女性に対する災害・防災セミナーが開催され、個別研修や啓発教材が整備されてきている。一般に、性別や立場を問わず、主体的な担い手が多様であるほど、社会は災害に強くなり、災害から早く立ち直る傾向にある。一方で、多くの国において、防災・災害対応・復興は男性が担う分野だという固定観念ゆえに、リーダーシップを発揮したいと希望する女性たちがその機会から排除されている現状がある。こうした中、防災や災害復興に向けた女性の主体的な役割を認識し、その参画を推進する国際協力の取り組みが増加していることは高く評価に値する。

加えて、日本国内における過去の災害対応経験に基づき、ジェンダーの視点に立った防災や緊急対応、復旧・復興を推進することの重要性の認識やその手法を、海外の関係者と共有していくための研修事業が実施されていることも評価できる。とりわけ、東日本大震災の被災地で緊急対応や復興を担ってきた地方自治体、市民団体、女性センター、民間企業などの多様な立場の女性たちと、海外の災害対応やジェンダー主流化を担う行政・市民社会関係者との、経験共有や相互学習の場を提供する試みは、異なる社会・文化的な背景をもつ関係者が、防災や災害復興の取り組みに女性や障害者、高齢者、LGBTなどの多様な当事者の参画を推進することの意味や意義、手法にかかる理解と意識を高めることができるという点において有効である。また、互いのネットワークを通じて、ジェンダーの視点に立った防災や緊急対応、復旧・復興の制度構築や事業の実施が各国レベルで推進されていく可能性が高いという観点からも有意義である。

2. 課題

災害影響地域における国際協力の課題として、「ジェンダーの視点による防災・災害対応・復興」とは何かについて、関係者間の議論を深め、明確化していく必要性が挙げられる。緊急救援や復興に向けた支援においては、女性や少女のニーズに対応することは不可欠である。しかしながら、そうした取り組みが、女性向け物資の配布や女性専用の避難スペースの開設にとどまったり、当該社会で女性が担っている固定的な性別役割分担に沿った支援のみを行ったりすることに限定されるのでは不十分である。元来、「ジェンダーの視点による防災・災害対応・復興」は、ジェンダーに起因する格差や不平等の現状やそれらを生み出す社会構造の問題をしっかりと見据え、災害前よりも「脆弱な存在をつくり出さないジェンダー平等な社会」づくりにつながるものでなくてはならない。防災に向けた 2030 年までの国際的な指針である「仙台防災枠組」においても、「効果的な対応のための災害準備の強化と回復・復旧・復興に向けた『より良い復興』」が優先行動の一つに挙げられ、復興を通してより災害に強い社会を実現しようとするなら、復興事業を実施する過程において災害前の社会が抱えていたジェンダーの不平等や社会排除の構造を積極的に是正する必要があることが示唆されている。仙台防災枠組の国及び地方レベルでの実現については、SDGs ゴール 13 においても明記されている。

したがって、今後の災害影響地域における国際協力では、「ジェンダーの視点による防災・災害対応・復興」の意味や意義にかかる理解を促進しつつ、性別や年齢、障害の有無、社会的な属性によって異なる災害の影響を可視化していくための統計の作成や、脆弱性評価の実施を支援するとともに、女性たちが災害に備え被害から回復する能力を高め、防災・災害対応・復興の政策や計画づくりへ参画し

ていくような取り組みを進めることが必要である。女性の参画やリーダーシップの推進は、女性だけではなく社会そのものの脆弱性の緩和の観点からも有効である。

また、災害前・災害直後・復興期を通して GBV の防止と保護に向けた取り組みが少ないことも大きな課題の一つである。評価資料からは GBV の防止と保護がどの程度、災害関連の人道・復興支援に組み込まれているのかが分かりにくい。東日本大震災や熊本地震など過去の災害では、DV や性暴力などの GBV の増加が報告されている。したがって、災害影響地域における支援に際しては、GBV の防止や被害者の保護に特化した取り組み(啓発、医療・社会心理的・法的支援など)とともに、応急対応や復興に関連するすべての事業に GBV 防止の視点や活動を組み込んでいく必要がある。災害の応急対応や復興に関係するすべてのセクターで、GBV の予防や GBV からの保護の取り組み方針を明確にすべきである。あわせて、支援者、派遣要員等による性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEAH)の防止にも一層取り組んでいく必要がある。災害関連の人道・復興支援を行う団体は、すべての支援者、派遣要員の研修に SEAH に関する項目を盛り込み、SEAH の予防と対応の体制を構築しておく必要がある。また、評価資料からはこれらの取り組みの実施についてよく把握できないため、状況を可視化できるような評価資料の作成が望まれる。

Ⅲ おわりに

女性・平和・安全保障に関する第二次行動計画(2019-2021)の実施にむけた国際協力の取り組みは着実に強化されつつある。国際協力を通じた WPS 関連の取り組み数は増加傾向にあり、特に、国際機関への拠出を通じた取り組み数に顕著な増加がみられる。例えば、2017 年時においては 43 件であった関連拠出案件数が、2018 年時には 52 件に、また 2019 年時には 69 件までに増加している。また、JPF による取り組みの数も 2018 年時には 10 件に留まっていたものが 2019 年時には 18 件までに増加している。二国間援助を通じた関連取り組み数は、2018 年時で 85 件、2019 年時で 80 件とその総数には減少がみられるが、これは平和構築や防災分野において実施されてきた一部支援事業の終了が影響しているものでもあり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主眼においた二国間援助の数としては、2018 年時の 18 件から 2019 年時には 21 件へと微増傾向にある。また、紛争影響地域においても、災害影響地域においても、女性を男性と平等な主体として認識し、その社会・経済参画とリーダーシップを推進する取り組みが増加してきていることも評価に値する。

他方、本国内行動計画の実施をより一層強化していくためには、国際機関への出資・拠出(多国間援助)と二国間援助という政府開発援助によるそれぞれの支援の強みや、NGO による支援の特性に基づく個別の取り組みを強化していくことはもとより、二国間援助と多国間援助、市民社会、民間企業との連携やパートナーシップをより戦略的に進め、その相乗効果を通じてよりインパクトのある成果の発現を目指していくことも重要だろう。そのためには、今後、政府が、国際機関や国内の女性団体を含む市民社会による調査研究の実施や、現場における先進的で試験的な取り組みをより積極的に支援し、得られた知見や教訓が新たなアプローチや手法として二国間援助や市民社会、民間企業の取り組みに還元されていくような取り組みを進めていくことが期待される。あわせて、二国間援助や多国間援助、市民社会による取り組みの経験や知見・教訓を、広く市民や、実務及び政策レベルにおける援助関係者に共有するための場を設けるなど、本行動計画の実施に向けた支援の量の拡大や質の向上に向けた援助関係者や市民社会全体の意識と行動をさらに高めていくための努力も必要である。

なお、女性の平和と安全保障に向けた質の高い取り組みを推進していくにあたっては、日本の政府開発援助や市民社会の援助関係者に対して性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEAH)に関する研修の実施を強化していくことも重要だろう。その際、既に実績がある国連 PKO 派遣要員等に対する国連のガイドラインに基づく研修内容も踏まえることが推奨される。また、今回の評価対象としては、政府開発援助の取り組みに加えて、市民社会による取り組みとして NGO と経済界、政府のパートナーシップの下に発足した日本の緊急人道支援の枠組みであるジャパン・プラットフォームに加盟する NGO による取り組みのみが含まれているが、今後は、女性の平和と安全保障に取り組む他の NGO や草の根の女性団体による取り組みも評価対象に加えるなど、市民社会との連携もより強化して本行動計画の実施を推進していくことが有効だろう。

担当:大崎、池田、石井、瀬谷、目黒、久保田

【国際協力分野 好事例】

① 南スーダン 中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプにおける対立および暴力の予防・緩和事業(スキーム名: JPF、実施主体: Reach Alternatives(REALs))

本事例は、南スーダンの国内避難民避難サイトにおいて、避難民コミュニティが主体となってジェンダーに基づく暴力(GBV)の予防や被害者の保護やケアを進めていくための能力強化を支援する取り組みである。具体的には、GBV 被害がとくに深刻な首都ジュバの 3 つの国内避難民キャンプにおいて、男女の若者 56 名をコミュニティ・ワーカーとして育成し、彼らによるキャンプ内の GBV を含む暴力被害の実態調査の実施を支援するとともに、調査において特定された被害者に対しては外部専門機関とも連携しつつ、心理社会的なサポートが実施されてきている。さらに、地域の長老を含むコミュニティリーダーや若者に対して、GBV を含むあらゆる暴力の予防や被害者の保護とケアに関する啓発や研修も行ってきている。本案件により、1,691 人の避難民に対する心理社会的サポートが実施され、そのうちの 85%の心理・社会的な課題が解決されている。また、支援対象となった避難民コミュニティ内においては、住民間の争いや SGBV を含む 283 件の暴力や紛争が未然に防止されるとともに、地域人材の育成を含め、GBV の予防と早期対応に向けた基礎的な体制が構築されている。

政情不安により、およそ 160 万人が国内避難民となっている南スーダンでは、性暴力、性的搾取、ドメスティック・バイオレンス、虐待、児童婚・強制婚などの GBV が深刻な課題となっているが、現地政府および国際社会による支援は圧倒的に不足している。こうした中、コミュニティ人材の育成を含め、GBV 被害者の救済と保護、予防に、コミュニティ自身が対応する仕組みの構築を図る本取り組みは、地域の実情やGBV被害者に寄り添う視点に基づく支援として高く評価に値する。また、コミュニティ自身が避難民や GBV 被害者が抱える課題に向き合い、その課題解決を進める取り組みは、GBV を実質的に予防し、効果的に被害者を救済・保護していく観点からも有意義である。さらに、本案件においては、育成する人材の半数に国内避難民の女性が選定されているが、こうした女性人材の育成は、GBV 被害者の救済や保護において非常に有意義である。同時に、本案件の取り組みからは、こうした女性人材がコミュニティの課題解決に主体的な役割を担うことで、コミュニティにおける女性全体の地位が向上し、女性たちの社会参加も進みつつある様子も伺える。本案件は、WPS が推進する柱である女性の課題解決に女性が参画する取り組みとしても高く評価できる。

② 中央アフリカ共和国「性的暴力対応実施強化のための専門家チームに対する支援」「紛争関連の性的暴力の捜査及び訴追に向けた捜査及び司法当局による支援」イラク「ISIL による性的暴力に対応するためのイラク政府及びクルディスタン自治政府支援」(実施主体:紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG))

本事例は、紛争下における性暴力の加害者処罰の強化に取り組むものである。本案件の実施主体である SRSG は、紛争下の性的暴力の根絶に向けて、軍や政府の法・司法関係者、市民社会に対する技術支援を提供する国連機関であるが、日本政府の支援の下で、中央アフリカ共和国とイラクにおける性暴力加害の不処罰の終焉に向けて、性暴力被害への迅速な捜査や訴追、裁判の実現に向けた取り組みを支援している。南アフリカにおいては、捜査関係者の捜査や被害者との適切なコミュニケーションに向けた能力強化や、性暴力の捜査に特化したユニット(UMIRR)の体制強化を進めてきている。また、検察や特別刑事法廷(SCC)への検察官や裁判官の配置や訓練を進めるとともに、捜査ユニット(UMIRR)と特別刑事法廷(SCC)の連携強化や、紛争関連の性的暴力の事件に関するデータベースの作成なども支援してきている。さらに、被害者に対しても、法律・医療・心理社会面での支援を継続的に提供しつつ、加害者告訴に向けた支援も行っている。また、イラクにおいては、イスラム過激派組織の一つである ISIL によって拉致され、性暴力を受けた女性の保護や心身の回復を支援するとともに、加害者である ISIL メンバーに対する警察及び司法当局による捜査と訴追に向けた技術支援を実施してきている。さらに、政府を支援して、紛争関連の性暴力被害者支援のあり方に関する法律の作成も支援してきている。

加害者の不処罰の終焉に向けた取り組みは女性の平和と安全保障において重要な取り組み課題の一つである。本行動計画においても、「性的及び性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組への支援」が重要な取り組み目標の一つとして掲げられている(保護:目標4 具体策5)。他方、国際社会全体においては、未だに加害者処罰に向けた取り組みは圧倒的に不足している。こうした中、日本が政府としてこのような加害者処罰に向けた取り組みを支援していることは重要である。本取り組みは、中央アフリカとイラクの両政府が紛争関連の性暴力の予防と対応に関して国連との共同コミュニケに署名したことを受けて実施してきているものであるが、不処罰の終焉は政府による政治的コミットメントを要することに鑑みると、共同コミュニケの枠組みに基づくSRSGの取り組みへの拠出は現実的かつ効果的な支援でもある。性暴力が公正に裁かれる仕組みづくりや、不処罰の文化の根絶に向けた本案件の取り組みは、他の紛争影響地域における取り組みや、日本国内を含め、災害後や平常時に起こる性暴力への対応にも応用することができる。今後、本事例からの学びを強化し、二国間援助を

通じた取り組みや、日本国内の性暴力の根絶に向けた取り組みにおいても加害者処罰に向けた取り組みを強化していくことが期待される。

③ アフガニスタン女性警察官支援(実施主体:JICA)

本案件はアフガニスタン女性警察官たちの「ジェンダーに基づく暴力事案への対応能力の強化」を目的として実施されてきているものである。アフガニスタンではドメスティック・バイオレンスや性暴力、幼児婚、名誉殺人といった、さまざまなジェンダーに基づく暴力が女性や少女の平和と人権を脅かしている。しかしながら、被害の経験を周囲の人に知られるのを恥じたり、加害者から報復されることを恐れて、女性たちの多くが被害を告発することができていない。また、被害を報告しても、女性に対する暴力や犯罪が適切に捜査され、加害者が処罰に至ることは少ないのが現状である。こうした状況の改善に向けて、本案件では、日本国内でジェンダーに基づく暴力の被害者支援に従事する専門家と連携しつつ、暴力の被害者を適切に救済・保護していくための女性警察官の能力強化に向けた研修を実施してきている。また、アフガニスタンにおいては、女性警察官たちの多くが、過去にさまざまな形の暴力を経験してきている実態を踏まえ、女性たち自身の心のケアや自己肯定力の向上に向けた演習などもあわせて実施されてきている。

本事業は、2014年以降毎年継続して実施されてきているものであり、これまでに同国の女性警察官の約半数にあたる1,500名が本研修に参加してきている。各年の事業規模は小さいながらも、長期的視点で同国における多数の女性警察官たちの能力強化とエンパワーメントに貢献してきている本取り組みは、アフガニスタンにおける女性人材の育成に向けた有効な二国間援助の取り組みであると評価できる。また、本事業においては、アフガニスタンの社会・文化的な背景や課題の現状を踏まえつつ、現地の女性たちの経験に寄り添う姿勢で支援が展開されてきている点も評価したい。座学に留まらず、参加型の議論やロールプレイを取り入れるなど、女性たち自身の声や経験を重視して実施されてきている本研修は、女性警察官たちの学びと実質的な能力強化を促進する点で有効かつ効果的な取り組みとして評価できる。また、本事業は、アフガニスタンの警察改革に取り組むUNDPとの調整や連携下で実施されてきているものであり、国際機関とJICAによる二国間援助の連携の要素も含む取り組みとしても評価したい。他方、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取り組みにおいては、こうした女性を対象とした能力強化事業だけでは不十分である。今後、男性警察官の能力強化や警察組織の改革、予防に向けた地域の啓発や教育に向けた取り組みなどの実施も含め、本事業の今後の発展に期待したい。

④ ネパール 有償資金協力「緊急住宅復興事業」(実施主体: JICA)

本案件は、2015年に発生したネパール大地震によって被害を受けた地域の住宅再建を支援した取り組みである。具体的には、被災地の住宅再建に際して、最低品質基準(耐震基準)の策定や、住民参加型手法による住宅再建を支援してきている。これらの取り組みに際しては、地域における女性世帯主世帯の現状を把握するとともに、支援のアウトカム指標の一つとして「住宅復興資金を受け取った女性世帯の割合」を設定するなど、女性世帯主に対する支援を強く意識した取り組みを行ってきている。また、各コミュニティにおいて住宅再建に向けたオリエンテーションを行う際には、ファシリテーターとして現地の NGO で活躍する女性たちを動員し、地域の復興に向けた女性たちのニーズや課題解決に向けた住民会合の開催なども支援してきた。また、従来は男性の職業であった石工の研修に女性の参加を促すとともに、住宅再建の技術指導に際しては、石工としてトレーニングを受けた女性たちによる住宅再建のための技術指導やコミュニティ活動の実施を支援してきている。こうした支援の結果、住宅の完工率の間に男女差はほぼみられず、女性世帯主で 76.6%、男性世帯主で 77.8%という成果を発現させている。

一般に、緊急雇用や住宅再建資金の貸し付け、それらに関連する地域での研修や取り組みの実施においては、受益者として男性が想定されがちであるため、女性が参加しにくい場合が多い。また普段から男女の間には賃金水準や雇用機会に格差があり、性別役割分業によって女性は家事育児に多くの時間を費やす必要がある中で、女性は男性よりも、生計・住居の再建に充てられる時間が少ない。そのため、生活再建において、女性世帯主は、男性世帯主よりも不利益を被りやすい傾向にある。こうした中、本取り組みは、「男性の領域」として理解されがちな「住宅再建」の取り組みにおいて、意識的に女性の参画を推進し、ジェンダー平等な社会変容を促してきた取り組みであると評価できる。本案件の取り組みからは、被災地にて女性たちが石工としても活躍するとともに、コミュニティの復興や課題解決に女性たち主体的な役割を担うようになることで、女性の職業選択の機会の拡大を含め、地域における女性たちの社会参加も進みつつある様子が伺える。住宅再建の支援金をもらうために女性が自分名義の口座を開設し、それによって他の社会保障も直接受けられるようになったとの成果も報告されている。本案件は、「ジェンダーの視点による防災・災害対応・復興」の意味と意義を踏まえた取り組みであり、災害前よりも「脆弱な存在をつくり出さないジェンダー平等な社会」づくりにつながる取り組みとして評価できる。

⑤ ネパールにおけるコミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(実施主体: JICA)

本案件は、紛争影響地域において調停の仕組みを普及していくことで、住民同士の争いを解決し、地域における紛争の拡大を未然に防いでいくこと(早期警戒・早期対応)をめざすものである。事業の実施においては、調停人として女性が一定数選出されるべく方針を策定するとともに、乳幼児を抱える女性でも調停人として研修を受けやすくするような取り組みをあわせて実施するなど、ジェンダー視点に立った調停制度の確立と普及に向けた取り組みを進めてきている。また、地域に蔓延するドメスティック・バイオレンスの現状を踏まえ、調停人要請研修の実施に際しては、男性を含む調停人全員の GBV に関わる紛争解決スキルの向上を図ってきている。

これらの取り組みを通じて、女性によるコミュニティ調停制度の利用が増加するとともに、DV を含む GBV の事例に対する調停が促進されるなどの成果が地域で発言している点は高く評価できる。不利な財産分与に甘んじていた女性たちが救済されるなど、女性たちにも正当な財産分与が行われるようになってきているケースもある。さらに、調停人として活躍し、経験と実績を積んだ女性たちの中には、政治の世界に進出する者も現れてきている。これまでに 21 名の女性調停人が副市長や区議会議員など、地方議会の代表に選出され、地域の政治に参加するようになってきていることは特筆すべき点である。本件は地域の女性たちの現状を踏まえた上で紛争予防に向けた能力強化を現場で丁寧に行うことで、女性にとっても平和で安全な地域づくりを実現するとともに、女性の社会的地位の向上にも大きく寄与することができることを示す優良事例の一つとして高く評価できる。

3. 国内における取り組み

はじめに

日本における女性・平和・安全保障(WPS)に関する第1次及び第2次行動計画の特徴の一つは、国際協力を通じた取り組みだけでなく、国内における取り組み規定が盛り込まれたことである。この背景には、WPS 関連分野の取り組みを手がかりとして、日本の政策全般においてジェンダー主流化³を推進していくことに対する市民社会の期待があった。

ここで、「国内における取り組み」とは、その取り組みが地理的にわが国領域内において実施されている事例はもちろんのこと、たとえ、わが国領域外において実施されていたとしてもその取り組みを通じてわが国に WPS の精神を広げること寄与するような事例をも含むものである。取り組みの主体としては、防衛省、外務省、法務省、警察庁等各省庁を中心に、NGO、経済界及び政府のパートナーシップにより発足したジャパン・プラットフォーム(JPF)を対象にしている。

1. 「国内における取り組み」に関する行動計画の目標・具体策

評価の対象とした国内における取り組みは、行動計画における「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」の目標・具体策にまたがっており、後掲の表にまとめたので参照してほしい。なおこの表では、今回報告のなかった事例には×印を入れている。

2. 女性の参画の促進

「国内における取り組み」のうち、女性の参画に関しては、参画分野に多くの項目(具体策)が規定されている。

³ 国連経済社会理事会(ECOSOC)は1997年に、「ジェンダー主流化」を、「あらゆる領域と段階において、立法、政策、プログラムを含むすべての行動計画の男性と女性に対する影響を評価するプロセス」、「女性と男性が等しく利益を受け、不平等が持続しないように、男性のみならず女性の関心と経験を政治的、経済的、社会的な全領域において、計画、実行、監視、評価をするための戦略」、「究極の目標は、ジェンダー平等の達成」と定義している。

(1)進展

国連等国際機関への女性の参画については、外務省が「各国に所在する国際機関に若手日本人対象の JPO ないし中堅職員を派遣する案件」(55 名の派遣のうち 30 名が女性)等で国際機関を目指す女性の採用登用等への支援を行っている。2017 年度から国際機関幹部候補職員派遣制度が導入され、2018 年には UNHCR 等へ計 4 名(そのうち 3 名が女性)の派遣が決定しており、日本人女性の国際機関への参画が着実に拡大している。

国内の災害対応における女性の意思決定への参画については、内閣府男女共同参画局、復興庁男女共同参画班、消防庁から事例の報告がなされており、いずれも女性の参画の進展がみられる。そのうち、内閣府男女共同参画局が実施する防災分野における政策決定過程に女性の参画を促進するための取り組みについては、行動計画に含まれている指標に沿って数値を含めた丁寧な報告がなされた。その他、男女共同参画の視点からの防災研修プログラム、防災・復興に係る啓発資料及び海外向けの英語啓発パンフレットの作成も行われており、好事例として注目される。

意思決定への女性の参画促進については、警察庁、外務省及び防衛省に担当部署が設置されている。

国連 PKO 等の平和維持・支援活動への女性の参画推進については、シニア・ウーマン・タレント・パイプラインに対する財政支援、平和構築・開発におけるグローバル人材支援事業及び国連女性士官訓練コース(各国の女性士官が国連 PKO に将校として派遣される上で必要なスキルを習得させるコース等)への財政支援が行われている。また、防衛省は国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討(これまで国際平和協力活動に約 530 名の女性隊員を派遣)をあげており、この項目での女性の参画は次第に拡大している。

(2)課題

行動計画における国内の取り組みの最終目標は、WPS 関連分野においてジェンダー主流化を実現することである。参画の推進は量と質の両面において実現されることが求められるのであって、その視点から判断するといずれの事業においても残念ながら道半ばと言わざるを得ない。

国連等への女性の参画に関しては、徐々に制度化され進展がみられるものの、いまだ国際機関への女性の参画の数を増大させることに終始しており、多様な側面への女性の参加の拡大や質の向上にはつながっていない。さらなる進展が望まれる。

意思決定への女性の参画促進については、多くの省庁で関連部署が設置されているが、指標に示されているように、担当部署の活動状況や専門官制度の設立状況なども含めて、WPS 関連決議の実施やジェンダー主流化、女性の参画に向けた、より具体的な事業の実施と報告を求めたい。

国連 PKO 等の平和維持活動支援活動への女性の参画推進に関しても、今後は、これら事業において、指標にある「ジェンダーアドバイザーや女性保護アドバイザーの配置」等の具体的取組が実施され、報告されることを期待したい。

3. 人材育成—派遣前及び理解促進のための研修の実施

(1)進展

行動計画実施のための人材育成手段として、各関連省庁においては様々な研修が実施されている。

ジェンダー視点を有する人材育成として、防衛省から陸上自衛隊や統幕学校等における多様な研修、内閣府から国際平和協力本部研修、警察庁から警察職員に対する人権尊重教育の実施が報告されている。防衛省は多様な研修を行っているが、それら教材ではジェンダー主流化やジェンダー平等等の基本的な要素について国際基準に則ったわかりやすい説明がなされており、人材育成に好ましい貢献が期待されるものと評価したい。

PKO や二国間協力への女性の派遣については、防衛省から国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部要員として 1 名の女性隊員が派遣され、延べ人数が 4 名であるとの報告があった。

ジェンダーに基づく暴力への被害者支援については、防衛省におけるパシフィック・パートナーシップ (PP) での活動が充実している。PP では WPS を推進する方針が示されており、2018 年 3 月～6 月は自衛隊がインドネシアでの WPS セミナーを主催、2019 年 4 月～5 月には豪軍が東ティモールで主催した WPS セミナーに講師 2 名 (外務省職員と自衛官) を派遣するなどして、災害後の人道・復興支援時に有する日本の知見・経験を役立たせている。

PKO 要員によるジェンダーに基づく暴力の防止・対応強化については、内閣府 PKO 事務局が実施する国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 及び多国籍部隊・監視団 (MFO) の派遣前研修に派遣前要員を参加させ、性的搾取・虐待 (SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施している。

2018年・2019年度ともに司令部要員等6名ずつと極少数の参加ではあるが、恒常的な取り組みとなっている。

日本に保護を求める難民への包括的保護については、法務省が2016年度から、難民調査官研修において「性別に基づく暴力等に係る研修(外部専門家による、性別に基づく暴力等を含む、心的トラウマを受けた難民へのインタビュー方法に係る講義等)」を実施し、毎年、難民調査官20名(2018年度:男性9名、女性11名、2019年度:男性11名、女性9名)が受講している。

国連PKO要員への訓練支援としては、外務省「国連通信学校プロジェクト」が、2015年1月よりアフリカ内のPKOに派遣される各国通信要員に対し、計画的に訓練を実施しており、2019年12月までに5,805名がこれを受講している。また、教官チームを特定のミッション現場に派遣し訓練を実施しており、女性自衛官1名(3佐)も参加した。

(2) 課題

WPSに関連した様々な研修やセミナーが開催され、評価対象期間内に一定の進展が見られたことは確かである。ただ、残念なことに、これら研修の内容が十分に記載されておらず、加えてこうした取り組みがどのように人材育成や体制強化につながったのかが不明であり、今後はそのフィードバックを期待するところである。

防衛省のWPSに関する研修ははまだ受講人数も限定的であるが、現在自衛隊員の活躍の場が国内の災害支援に多くあることに鑑みれば、これら国内の災害支援研修にWPSの保護・予防の観点に関する内容を盛り込むことには大きな効果が予測される。今後の防衛省の事業計画の策定に期待したい。

法務省においては、日本に保護を求める難民への包括的保障の中で、女性被収容者の看守業務に女性職員をあてる等、女性に対する一定の配慮がなされている。今後は、職員の人権教育の徹底と共に、女性特有のニーズへの対応をより充実していくことが望まれる。

内閣府PKO事務局では、開発・人道支援の職員・隊員によるSEAの防止として、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)及び多国籍部隊・監視団(MFO)の派遣前研修がなされている。今後は、派遣前要員以外の自衛隊職員に対する教育課程に関連教育の実施を盛り込む必要があるだろう。

おわりに — まとめと提言

WPS に関する第 2 次行動計画の実施に向けた国内の取り組みは、安定的に実施されているとはいえ、その歩みはまだ十分とは言えない。今後の計画実施のさらなる進展のために、以下を指摘したい。

第一に、国内の取り組みについては、男女共同参画基本計画と連動して着実に進めるべきところ、2 か年を通じて該当する事例のない項目(具体策)も複数見られた(後掲の表参照)。各実施機関に対しては、行動計画に示されている各指標を参考に、具体策を前進させていくよう取り組みを模索されることを期待したい。

第二に、国内の取り組みについては、各実施機関から該当項目について正確に報告をしていただく必要がある。前述した報告事例のない項目の中には、他の項目で報告されている例がいくつか見られる。例えば、報告事例のない「**行動計画の周知広報**」に関しては、2018 年にイギリスの行動計画(2018-2022)のローチングイベントを在日英国大使館と日本政府が共催し、日本の行動計画の周知広報を行った実績があるが、これは**予防分野の「安保理決議 1325 実施に向けた国際協力の促進」**に外務省の日英 WPS 行動計画イベントとして報告されている。また、同じ「**行動計画の周知広報**」に関して、「NGO や市民社会への周知」については、「モニタリング・評価・見直し」の項目に、「2018 年度には 4 月と 6 月に、2019 年度には 7 月と 12 月に市民社会・NGO との対話が実施されている」との報告がある。さらに、報告事例のない人道復興支援の「**人道復興支援事業の実施モニタリング評価へのジェンダー分析の導入**」に関しても、人道復興支援の別項目で「北部ウガンダ生計向上プロジェクト」(2015 年 12 月～2020 年 11 月)に関して「ジェンダー分析・確認調査を実施した。」と報告されている。報告はもれなく行い、事例が重複する場合には、「他の項目〇〇参照」等の記述を希望する。

第三に、同様に人道復興支援の**計画策定・実施に関するジェンダー視点の確保**には、該当事例なしとなっているが、たとえば官民の連携で人道支援を実施しているジャパン・プラットフォーム(JPF)では、その助成ガイドラインにおいて、ジェンダーを含むスフィア基準の記述を義務付ける申請フォーマットを作成し、まだ適宜国際基準に合わせてアップデートをするとともに、ジェンダー専門家を助成審査員に加えるなどジェンダー主流化をはかるような改善を行っている。

そうした努力によって、2019 年度の南スーダンにおける性暴力等の防止を促すような NGO の事業もいくつか生まれつつあり、こうした先進的な取り組みを、この項目では取り上げるべきである。

第四に、各実施機関には行動計画に記載されている「**指標**」の活用を求めたい。数値については比較的積極的に記載がなされているものの、その他の指標は必ずしも適切に活用されていると言いがたい。

「〇〇支援の実施状況」等の報告として、どこまで記述するのか悩ましい部分もあるだろうが、指標は行動計画実施の具体例であるので、各実施機関には可能な限り実施に向けて努力し、指標に照らして結果を記述していただくことを期待したい。

最後に、これは第三次行動計画策定に向けた課題でもあるが、国際基準に沿ったターミノロジーの整備が望まれる。「男女共同参画の視点」は「ジェンダーの視点」、「性的及び性別に基づく暴力」は「ジェンダーに基づく暴力」とした方がわかりやすく、関係者の誤解も防止でき、ミスリーディングな事例抽出の解消にもつながるのではないかと考える。

担当：石井宏明、佐藤文香、川真田嘉壽子

【国内における取り組み分野 好事例】

「防災分野における政策決定過程への女性の参画促進」(実施主体：内閣府男女共同参画局)

本事例は、国内の災害対応において、防災基本計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参画を確保するための取り組みである。

2015年12月に策定された第4次男女共同参画社会基本計画には、防災・復興における政策・方針決定の過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが明記されている。また、2020年までに女性委員が登用されていない市町村防災会議を0にすること、地方防災会議の委員に占める割合を30%にすることが成果目標として掲げられている⁴。

2019年10月の台風19号に際し、男女共同参画の視点からの災害対応、及び災害時における授乳の支援や母子に必要な物資の備蓄及び活用が地方公共団体に要請された。また、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組に関する検討会が立ち上げられ、2013年に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の見直しを見据えた検討を行った。

さらに、これまでの災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応に取り組む際の指針となる基本的事項を示した英語のパンフレットを作成し、啓発活動に役立てた。

行動計画に自然災害が盛り込まれていることは、日本の行動計画の特徴の一つであるが、本事例は、ジェンダー視点からの自然災害対応施策として注目される。災害大国日本がこれまでに取り入れてきた男女共同参画の視点の中で蓄積してきた知見は研修プログラムとして内閣府のHPでいつでも閲覧できるようになっており、そのエッセンスは英語パンフレットとして作成・配布され、諸外国との知見の共有にも役立てられている。

本事例は、政策全般にジェンダー主流化を推進していくことを期待して、行動計画に「国内における取り組み」を含んだ当初の目的にも合致したものである。これら施策が、単に女性の視点を入れるということにとどまらず、あらゆる領域で男女が等しく利益を受ける体制づくり・構造変革につながるよう、更なる精緻化を期待するところである。

⁴ 2019年4月現在で、都道府県防災会議の委員に占める女性割合は16.0%、市区町村防災会議における女性議員の割合は8.7%であった。

【資料：国内実施案件の有無一覧表】

	目標	具体策	2018・19年度 取り組みの有 無
参画	2. 和平プロセスへの女性の参画が高まる	3 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保	X
		5 日本人女性が国連等の国際機関、や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進し、和平プロセスへの女性の参画を推進	○
	3. 人道・復興支援および、防災・減災実施の政策に関する意思決定に女性の平等で意味ある参画が促進され、女性に対する配慮が反映されるとともに、女性が積極的な役割を果たすことができるようになる	2 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保	○
		3 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保	○
	4. 安全保障・防衛・外交政策実施のための国内政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる	1 安保理決議1325及び関連決議の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備	○
		2 男女共同参画の視点を有する人材を育成し、国内実施体制の強化を図る	○
		3 安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報	X
		4 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める	X
5. 国家間および紛争当事者間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する	5 国連PKO等の平和維持・支援活動への女性の参画促進と安保理決議1325号及び関連決議の実施に繋がる取組	○	
	6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連PKO又は二か国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣	○	
予防	5. 国家間および紛争当事者間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する	3 国内において、平和教育を促進	X
保護	1. 人道上の危機的状況下における性的及び性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される	2 平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修	○
		2 国連のPKO要員等による紛争下の性的及び性別に基づく暴力の防止・対応を強化	○
	3. 難民・国内避難民の保護	1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練	X
	4. 支援者、派遣要員による性的搾取・虐待(SEA) 性的及び性別に基づく暴力・性的搾取と虐待を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる	1 人道・開発支援活動に従事する要員による性別に基づく暴力の予防	X
		2 国連PKO要員等、及び平和構築活動や途上国の開発・人道支援事業に従事する職員・隊員による性的搾取虐待(SEA)の防止と対応	○
人道・復興 支援	2. 【移行・復興期】女性・女児等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない支援の重要性に留意する。紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスに男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女児等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女児等が復興プロセスから疎外されることがないようにする	3 国連PKO要員の訓練への支援	○
		4 派遣時に性的及び性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立	X
	5. 人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性的及び性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を事業における男女共同参画の視点の導入・具体策計画策定・実施における男女共同参画の視点の導入を徹底する	3 事業の実施・モニタリング、評価へのジェンダー分析の導入	X
		計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保	X

4. 評価

令和 2(2020)年度の WPS 行動計画に関する評価をふまえて、最後に全体を総括したい。ここで言う総括のねらいは、WPS に関わる諸活動を対象に行った評価の意義を明らかにすること、ここから得られた知見をもとに、今後の検討すべき課題を探ることにある。

1. 総評:WPS 評価の考え方

国際的な評価専門の世界(Evaluation Community)において多くの評価専門家、エキスパートが確認している評価の目的は3つある。アカウントビリティの確保、マネジメントの支援、専門分野への知的貢献である。この3つを WPS 行動計画で説明すると、次のようになる。WPS 評価は国際社会における WPS 活動に対する市民の理解増進が目的であり、それをアカウントビリティの確保と考えている。マネジメントの支援とは、WPS 関係事業を担当する諸機関が、計画の進捗管理情報を獲得するのを支援することである。専門分野への知的貢献とは、WPS に関わる専門家、担当職員に専門的な知見に関わる情報提供、可能であれば反省材料を示すことである。

なお、これら3つの目的のそれぞれにおいて、WPS 行動計画は特有の事情を持っている。まず、アカウントビリティの確保に関する特別な事情である。本来国内の政治や行政の現場で考えるアカウントビリティとは、アカウントビリティを追及する立場の機関がまずあって、その追及に応える側を上からコントロールできる体制がある。つまりアカウントビリティ確保は一種の上下関係が前提である。しかし、国際的な場面でこの上下関係を設定するのは難しい。なぜなら国際的な活動では上下関係がなく、国内行政では常識のアカウントビリティを議論する前提、「誰が、誰に対して政策の内容を説明するのか」を特定するのが難しいからである。また、国際社会では政策や事業に複数のアクターがさまざまな形で関わるため、どのアクターがどれほどの貢献をしたのか把握困難なことが多い。もちろん特定の活動だけが最終アウトカムに影響する訳ではなく、政策を作る段階で想定しなかった事件の影響(災害やテロ)、前提にしていなかった外部からの影響(国際関係の変化)もある。したがって、誰が最終的にアカウントビリティの責任を負うのか、決められないことも多い。

またマネジメントの支援にも特徴がある。マネジメントの言葉がもともと意味するのは人事管理、財務管理、業務管理を中心とするミクロの行政組織管理(administrative management)であるが、これは WPS 行動計画では主たる関心事ではない。WPS 計画では年度ごとにプロジェクト全体をモニターして、それらの進捗状況を行動計画全体として確認する。実際には、多くのプロジェクトの実情を「参画」「人

道・復興支援」「防災・減災」「予防」「保護」などの単位で、パフォーマンスをモニターするのがここでのマネジメントである。

WPSにおける専門分野への知的貢献とは、WPSで言えば国際援助・人権・ジェンダー・防災などの専門分野への知的貢献が目的である。もちろんここにも特徴がある。国際援助、人権、ジェンダー、防災などは本来それぞれ異なる専門分野・ディシプリンであるが、ここではWPSのアジェンダに共通した視点が設定されている。個別のテーマではない。これもまた特殊事情になる。

この3つの特徴をふまえて評価委員たちが合意した評価要点にしたがって整理すると、ここでの評価のポイントは以下の4点になる。

①行動計画全体を見るので、計画そのもののマクロな視点と、個別プロジェクトの中間に、「国際協力における取組」「紛争影響地域における取組」「災害影響地域における取組」「国内における取組」といったメゾ・レベルの参照枠組みを設定する。プログラムをメゾ・レベルで作成し、それを評価する。

②これまでWPS評価を行ってきた経験から、参画、予防、保護、人道・復興支援は、実態としては相互の連携もあり、相乗効果もある。そこでこれらを理念としては尊重する一方で、全体として統一した目的から記述し、分析する必要がある。なお統一目的は「ジェンダーの主流化への貢献」である。

③あらためて「国際」と「国内」を分けて考える。国際とはWPS計画をふまえた途上国への政策支援、国内とはWPSに向けた日本国内の取り組み、体制や制度の整備である。

④総合的なメタ評価にはそれ自体の評価規準(criteria)が必要になる。ここでの評価規準は効率や数値目標の達成ではない。好事例としての取り上げる定性評価が規準になっている。すなわち成果を出していると考えられる斬新な取り組み、模倣・普及すべき取り組みであり、この好事例の紹介によって計画に関係する人びとのモチベーションをアップすることがねらいである。

2. 国際協力分野

(1)ここでの評価は全体として多くの事例をうまく取り上げ、紛争影響国と災害影響国を中心に、国際協力分野の好事例を示している。具体的な指摘の代表は以下のとおりである。

- 女性人材がコミュニティの課題解決に主体的な役割を担う

- 加害者処罰に向けた取り組み支援、性暴力が公正に裁かれる仕組みづくり
- アフガニスタン女性警察官支援
- JICA が実施するジェンダー視点による防災・災害対応・復興
- コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト

(2) 今回の評価はとくに国際協力分野から国内へ視点を広げたが、ここに今後の WPS 活動をジェンダー主流化の方向に導く手がかりがある。すなわち今回の WPS 評価は、国際活動に向けた日本国内の成果と課題にも目を向け、参画、予防、保護、人道復興支援それぞれの成果に関わる重要なポイントを記述している。代表的な成果は以下のとおりである。

①「参画」: 日本人女性の国際機関や国連ミッション等のポストへの登用。

②「人道・復興支援、防災・減災政策」: 災害復興・防災支援事業、国内の防災計画、災害対策基本法と、日本政府の男女共同参画基本計画との整合性を提案。

③「予防」と「保護」: これまでの評価で得た知見をふまえた積極的な政策提言があり、評価のフィードバック機能が活かされている。

④「女性の参画の促進」: 「国内における取り組み」に多くの具体的な成果が示され、進展があったと判断。

⑤理解促進のための派遣前研修の実施: 防衛省、内閣府、警察庁、内閣府、法務省、外務省には顕著な好事例があった。

3. 国内における取り組み

(1) 日本 WPS の特徴

国際協力を通じた国内における取り組みが盛り込まれた。その背景には、WPS 関連分野の取り組みによって、日本国内の政策全般においてもジェンダー主流化が推進される期待があった。取り組み主

体は防衛省、外務省、法務省、警察庁などの各省庁、NGO、経済界および政府のパートナーシップにより発足したジャパン・プラットフォーム(JPF)などである。

国内の取り組みは、行動計画における「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」それぞれにおいて良い評価を得ている。たとえば国連をはじめとする国際機関への日本人女性の参画が着実に拡大したこと、国内の災害対応における女性の意思決定への参画がその代表であり、これらについては内閣府男女共同参画局、復興庁男女共同参画班、消防庁の取り組みが貢献していると考えている。また、意思決定への女性の参画促進については、警察庁、外務省および防衛省に担当部署が設置されたことに政策の進展を認めている。さらに国連 PKO の平和維持・支援活動への日本人女性の参画も、成果として肯定的な評価を行っている。

(2)日本 WPS の課題

行動計画における国内の取り組みに関しては進展がみられるものの、評価報告書はさらなる課題を示している。たとえば、以下である。

- 国際機関への女性の参画について: その数を増大させることに終始しており、多様な側面への女性の参加の拡大や質の向上にはつながっていない。
- 意思決定への女性の参画促進: 多くの省庁は関連部署を設置した。しかし、担当部署の活動状況や専門官制度の設立後の状況など、WPS 関連決議の実施やジェンダー主流化に関する具体的な報告が少ない。
- 国連 PKO 等の平和維持活動支援活動への女性の参画推進: 具体的取組の実施、報告が不十分。

こうした課題の指摘から浮かび上がる課題は、人材育成の拡大と質の向上の必要である。たしかに、行動計画実施の人材育成手段として、府省庁は研修を実施している。防衛省・陸上自衛隊の研修、内閣府の国際平和協力本部研修、警察庁の権尊重教育、法務の難民調査官研修などである。これらの取り組み(アウトプット)については良い評価があるが、そろそろ研修の成果(アウトカム)を評価する段階に来ている。研修内容の十分な記載、人材育成や体制強化の実績の記述を求める提言が、今回の WPS 評価にあるのは当然である。

(3)国内の取り組みに対するまとめ

今回の報告においては、WPS に関する行動計画のさらなる進展のためにいくつかの指摘があった。とくに重要な指摘は以下である。

- ①国内の取り組みは、男女共同参画基本計画と連動して着実に進め、またその報告を求める。
- ②各実施機関には該当項目について、正確に、もれなく報告を求める。
- ③各実施機関に、行動計画に記載する指標の活用を求める。指標は行動計画の成果を判断する判断規準・ものさし(measure)なので、指標に照らして成果を記述し、報告しなければ、成果の評価(outcome evaluation)ができない。
- ④国際基準に沿ったターミノロジーが望まれる。活動評価に不可欠の要求である。

上記の4つは、第3次行動計画の策定に向けた喫緊の課題である。

全体コメントー評価体制のさらなる整備

以上のすべてのまとめとして、WPS 行動計画評価とその体制についてコメントしたい。

まず、WPS 行動計画評価そのものについてである。外務省総合外交政策局の女性参画推進室 WPS 評価担当者によれば、当初は各府省・関係機関は評価に非協力的であったが、年を経るたびに協力的になってきている。毎年繰り返すので評価そのものへの理解が増し、また WPS 行動計画の方向が共有されてきたからである。ただし、すべての国内官庁に共通する問題がある。人事異動によって常に素人(WPS と評価を知らない担当者)が担当し、理解できるようになった頃にまた人事異動でこの担当から離れる。これが繰り返されている。WPS 評価に限らず、このような事情を前提とした評価体制を組む必要がある。

また、WPS 評価には根本的な課題がある。まず事業担当の組織は、評価を前提とした業務体制づくりが不十分である。したがってインプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカム、そしてインパクトまでのプロセスすべてについて十分な情報を集めてデータベース化していない。またそれに備えた予算・人員も少ない。このような組織に事後的に評価を求めた場合、場当たりの評価にならざるを得ない。現

場にフィードバックするのも難しくなる。にわかに短期間で評価準備を行うので、現場の業務量が増え、精神的な負担感が増す。重要なのは、評価の事前の体制作りである。

とくに必要なのは、中心になる女性参画推進室における評価体制の再検討である。考えるべきことは多い。たとえば事前の準備、評価方針の事前決定、評価方法の特定、産出される評価結果の活用方法をあらかじめ決定し、共有する必要がある。その時、評価のねらいを計画実施段階の進捗管理にするのか(formative evaluation)、総括的な計画の課題確認(summative evaluation)にするのか、分けるのもひとつの方法である。関係する評価委員たちの役割分担、必要な能力に関わるからである。

以上のコメントが市民社会の納得を得る評価結果を得るため、また評価の専門的知見を持つ人びとの要求水準を満たすため、重要な検討課題である。

担当: 山谷清志

参考資料1

* 実施状況報告書 2018年1月～12月はウェブ上で公開済みのため、ウェブサイト参照のこと
 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000128.html)

実施状況報告書 <実施期間 2019年1月-12月>

I. 参画

大目標：平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する	
目標1 紛争予防・再発防止に関わる政治的な意思決定の場に女性の平等な参画が促進され、女性が積極的な役割を果たす	
具体策1 紛争予防・再発防止に関連する政治的な交渉や関連する政策策定に関して、女性・女児等の参画を確保する。	○スリランカへの G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ実施事業(2019年4月～2020年3月、スリランカ、外務省／UN Women)
具体策2 法律及び制度整備のプロセスへの女性の参画を支援	2019年については該当案件なし。
目標2 和平プロセスへの女性の参画が高まる	
具体策1 和平交渉や和平プロセスの意思決定に公式・非公式を問わず、女性が参画して、指導的・主体的役割を担うよう日本は支援をする。	2019年については該当案件なし。
具体策2 和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体や女性リーダー、和平調停者の育成を支援。	○紛争に影響を受けた女性の強靱性及び、人道支援活動、平和、社会経済活動におけるリーダーシップの強化(2019年4月～2020年3月、ナイジェリア、外務省／UN Women)
	○スリランカへの G7女性・平和・安全保障アジェンダの実施計画(2019年4月～2020年3月、スリランカ、外務省／UN Women)

<p>具体策 3 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 4 国連平和構築基金(PBF)の女性関連プロジェクト拠出目標(30%)が達成されるよう、主要ドナー議長国としてイニシアティブをとる。</p>	<p>○2019 年 PBF の承認金額全体のうち、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの充当が、PBF の掲げる戦略目標(30%)を大きく上回る(40%)(拠出金は 34 か国(アルバニア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コートジボワール、コンゴ(民)、エルサルバドル、ガンビア、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キルギスタン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、ミャンマー、ニジェール、ルワンダ、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、イエメン)におけるプログラムのために使用された。)</p> <p>(注)日本は国連平和構築委員会(PBC)組織委員会の議長職を 2007~2008 年に、副議長職を 2020 年に務めた。</p>
<p>具体策 5 日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進し、和平プロセスへの女性の参画を推進する。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>目標 3 人道・復興支援および、防災・減災の政策に関する意思決定に女性の平等で意味のある参画が促進され、女性に対する配慮が反映されるとともに、女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。</p>	
<p>具体策 1 人道・復興に向けた支援計画の策定及び実施に際して女性の参画を促進する。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>○中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト(2018 年 12 月 ~2021 年 11 月、インドネシア、JICA)</p>
	<p>○地震と津波に強い街づくりプロジェクト(2017 年 7 月 ~2021 年 3 月、エクアドル、JICA)</p>
	<p>○中米津波警報センター能力強化プロジェクト(2016 年 10 月 ~2019 年 10 月、ニカラグア、JICA)</p>

<p>具体策 2</p> <p>災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<p>○サイクロンに強い地域・人づくりプロジェクトーサイクロン常襲地で、地域全体で防災、減災力を高めますー(2017年10月～2020年9月、バングラデシュ、JICA／特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会)</p>
	<p>○バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業(2016年4月～2019年4月、バングラデシュ、JICA／特定非営利活動法人 SEEDS Asia)</p>
	<p>○セブ州における学校の防災管理推進支援事業(2017年3月～2020年3月、フィリピン、JICA／特定非営利活動法人 SEEDS Asia)</p>
	<p>○モンゴル・ホブド県における地球環境変動に伴う大規模自然災害への防災啓発プロジェクト(2017年10月～2022年9月、モンゴル、JICA／名古屋大学)</p>
	<p>○ジェンダーと多様性からの災害リスク削減(2019～2021年、全世界(広域)、JICA)</p>
	<p>○コミュニティ防災(2019～2021年、全世界(広域)、JICA)</p>
	<p>○総合防災行政(2019年～2021年、全世界(広域)、JICA)</p>
	<p>○学校における防災をテーマとしたクラブ活動の推進支援事業(2019年1月～2020年2月、ネパール、JICA)</p>
	<p>○防災セクター調整アドバイザー(2019年7月～2022年6月、バングラデシュ、JICA)</p>
	<p>○防災政策アドバイザー(2019年9月～2021年8月、ミャンマー、JICA)</p>
<p>○気象観測・予報能力強化プロジェクト(2019年6月～2022年5月、ミャンマー、JICA)</p>	
<p>○クライシス・コミュニケーション及び防災啓発能力向上プロジェクト(2019年2月～2022年1月、アルメニア、JICA)</p>	
<p>具体策 3</p> <p>国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<p>○復興における男女共同参画</p> <p>・復興庁において、主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。2012年11月以降、113事例(2020年3月時点)をとりまとめ、ホームページで公表。</p>

<p>具体策 3</p> <p>国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復興庁において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて、復興において男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動を実施。(2012年11月～現在、復興庁)
	<p>○女性消防士の活躍促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに採用した消防職員の全てに対し、消防に関する基礎的教育を実施。(2018年4月2日～2019年4月1日に採用した5,544人のうち女性は329人(5.9%)(消防庁)
	<p>○防災分野における政策決定過程への女性の参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画基本方針を策定し(2015年12月)、防災・復興における政策・方針決定改訂に及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することを明記。2020年までに女性委員が登用されていない市町村防災会議を0にすること、地方防災会議の委員に占める女性の割合を30%にすることを成果目標として明記(2015年12月～2020年12月)(内閣府) ・令和元年度東日本台風に当たり、男女共同参画の視点からの災害対応について地方公共団体に要請(内閣府)。災害時における授乳の支援及び母子に必要な物資の備蓄及び活用について地方公共団体に要請(内閣府、厚労省)。 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会」の立ち上げ(2019年10月)。「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(2013年)の見直しを見据えて検討(内閣府)。 ・男女共同参画局HPにおいて、男女共同参画の視点を防災施策に反映していくための研修プログラムを公開(2016年6月～)し、プログラムの積極的活用を促進。(内閣府) ・地方自治体が行う研修会等にアドバイザーを派遣する事業において、防災に関する研修を重点事項に位置づけ、地方自治体に周知(2017年～)。(内閣府) ・男女共同参画の視点から必要な対応・対策に取り組む際の指針となる基本的事項を示した英語のパンフレットの配布(国際会議出席者や海外からの来訪者が対象)(2013年～)(内閣府)

	<p>○「世界津波の日」における津波防災に関する女性リーダーシップ研修(2019年10月、大洋州諸国14か国(クック諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ニウエ、PNG、パラオ、フィジー、ツバル、キリバス、バヌアツ、ナウル、マーシャル諸島及びミクロネシア)、外務省)</p>
<p>目標4 安全保障・防衛・外交政策実施のための国内政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。</p>	
<p>具体策1 安保理決議1325及び、関連決議の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備。</p>	<p>○警察庁におけるワークライフバランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」(平成31年4月改正)を策定。 ・「警察庁ワークライフバランス等推進会議」を設置。人事課にワークライフバランス等担当官を設置。(警察庁)
	<p>○防衛省における女性職員活躍・ワークライフバランス推進(2019年1月～12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事教育局人事計画・補佐課にワークライフバランス推進企画室を設置。 ・防衛省女性職員・ワークライフバランス推進本部を設置。「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく取組を推進。(防衛省)
<p>具体策2 男女共同参画の視点を有する人材の育成し、国内実施体制の強化を図る。</p>	<p>○警察庁における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員を含む警察職員に対し、女性の人権を含む人権尊重に関する教育を実施。
	<p>○国際平和協力本部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)及び国籍部隊・監視団(MFO)の派遣前研修において、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2019年実績:司令部要員6名)。(内閣府PKO事務局)
	<p>○防衛省における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合幕僚学校国際平和協力センターにおいて、「女性・平和・安全保障」についての教育を実施(国際平和協力上級課程、中級課程、基礎講習)。(2019年実績:92名) ・陸上自衛隊幹部自衛官に対し、①ジェンダーの定義及びジェンダー主流化の考え方に関する教育(実績:129名(うち女性4名))、②国連派遣前訓練共通必須教材に基づく教育(実績:34名)、③女性・平和・安全保障または女性の活躍推進に

	<p>係る事項についての教育(実績:指揮幕僚過程の学生 87 名、技術高級過程の学生 16 名)を実施。陸上自衛隊の学生 1 名が女性の活躍推進に関する防衛論文を作成し、発表。</p> <p>・防衛医大の「社会学」講義において、家族集団が抱える問題に暴力や虐待があること、その社会政策についての講義を実施(実績:医学科学生 84 名(うち女性 27 名)。また同大の「国際看護論」講義において、「ジェンダー平等の推進」、性的搾取・虐待、途上国の貧困状態にある女性や女兒の健康や安全を脅かす要因について講義を実施(実績:看護学科 117 名(うち女性 106 名)(防衛省)。</p>
<p>具体策 3 安保理決議 1325 号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 4 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 5 国連 PKO 等の平和維持・支援活動への女性の参画推進と安保理決議 1325 号及び関連決議の実施に繋がる取組。</p>	<p>○国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣・検討</p> <p>・これまで国際平和協力活動に約 530 名の女性隊員を派遣(2019 年 12 月時点での実績:国連 PKO192 名、国際緊急援助活動 113 名、イラク人道復興支援特措法に基づく活動 146 名、テロ特措法・補給支援特措法に基づく活動 84 名)。今後も女性隊員の積極的な派遣を検討。(防衛省)</p> <p>○シニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対する財政支援(2016 年～、世界各国、外務省/国連活動支援局)</p> <p>○平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(2019 年 1 月～2020 年夏、外務省/広島平和構築人材育成センター)</p> <p>○国連女性士官訓練コースへの財政支援</p> <p>・各国の女性士官が国連 PKO に将校として派遣される上で必要なスキルを習得させるコース(2015 年より実施)に財政支援。資金の一部は、2019 年 4 月のケニア開催分(36 カ国から 40 名が参加)に充てられた。(外務省)</p>

<p>具体策 6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連 PKO 又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。</p>	<p>○国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討 ・UNMISS 司令部要員として、1 名の女性隊員を派遣している(2019 年 12 月現在)。(派遣実績: 延べ 4 名)(防衛省)</p>
--	--

II. 予防

<p>大目標: 紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的・主体的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。</p>	
<p>目標 1 紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。</p>	
<p>具体策 1 女性をめぐる課題に配慮したジェンダー統計やジェンダー分析手法を紛争分析に導入。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をとりまく課題を踏まえたジェンダー分析をする。</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>
<p>具体策 3 早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参画。</p>	<p>○国際空港保安能力強化プロジェクト(2017 年 12 月～2021 年 6 月、バングラデシュ、JICA) ○アジアにおける暴力過激主義の防止(2019 年 4 月～2020 年 3 月、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、(一部、東南アジア及び南アジア)、外務省/UN Women)</p>
<p>具体策 4 信頼醸成活動への女性の参画。</p>	<p>○スポーツを通じた平和促進(2017 年 9 月～2019 年 3 月、南スーダン、JICA) ○コミュニティ開発を通じた生計向上と信頼醸成(2017 年 1 月～2020 年 1 月、コソボ、JICA)</p>
<p>目標 2 紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参画を促進して、女性が指導的・主体的役割を担えるようにする。</p>	
<p>具体策</p>	<p>2019 年については該当案件なし。</p>

<p>紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参画し、指導的・主体的役割を担う。</p>	
<p>目標 3 紛争解決における女性の参画を促進して、女性が指導的・主体的役割を担えるように支援し、和平交渉に男女共同参画の視点を反映させる。</p>	
<p>具体策 1 高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>目標 4 男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。</p>	
<p>具体策 1 ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、ジェンダー分析の実施、ニーズ対応等を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国家警察能力強化(2018 年 2 月～2020 年 8 月、マリ、JICA) ○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(2018 年 10 月～2020 年 3 月、アフガニスタン(トルコ)、JICA) ○アフガン女性警察官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上(2016 年 10 月～2020 年 3 月、アフガニスタン、JICA) ○国家警察能力強化支援プロジェクト フェーズ2(2016 年 11 月～2019 年 3 月、コートジボワール、JICA) ○イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ2(2016 年 4 月～2019 年 3 月、ヨルダン、JICA)
<p>具体策 2 男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある法・司法分問の能力強化を支援。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 3 男女共同参画の視点とジェンダー主流化と取り入れたコミュニティの</p>	<p>○大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト フェーズ 2(2017 年 10 月～2022 年 7 月、コートジボワール、JICA)</p>

再建(リハビリテーション)支援。	○ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(2015年3月～2020年11月、スーダン、JICA)
	○中部北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト フェーズ2(2019年3月～2023年2月、コートジボワール、JICA)
具体策4 男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。	2019年については、該当案件なし。
具体策5 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の追訴及び防止)支援。	○人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト(2018年7月～2021年7月、ミャンマー、JICA)。
	○被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト(2018年11月～2021年11月、ベトナム、JICA)
	○メコン地域人身取引東者支援能力向上プロジェクト(2015年4月～2019年4月、タイ、JICA)
	○アセアン諸国における人身取引対策協力促進(2018年～2020年、全世界(広域)、JICA)
	○女性のエンパワーメントによる人身売買、国境を越えた犯罪及びテロの防止及び低減(2019年4月～2020年3月、拡大メコン圏(ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ)、外務省/UN Women)
具体策6 安保理決議1325号及び関連決議の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。	2019年については、該当案件なし。
具体策7 女性の地位向上や男女共同参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。	2019年については、該当案件なし。
目標5 国家間および紛争当事者間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する。	
具体策1	2019年については、該当案件なし。

緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和の為の交流、研究活動等への支援。	
具体策 2 安保理決議 1325 号及び関連決議の実施に向けた国際協力の促進	2019 年については、該当案件なし。
具体策 3 国内において、平和教育を促進。	2019 年については、該当案件なし。

III. 保護

大目標: 紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児を含む多様な受益者が、性的及び性別に基づく暴力等の人権被害にさらされないようにし、仮にさせられた場合の保護と支援に取り組む。	
目標 1 人道上の危機的状況下における性的及び性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。	
具体策 1 性的及び性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。	○中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプにおける対立および暴力の予防・緩和事業(2019年7月~2020年3月、南スーダン、(特活)Reach Alternatives (REALs))
具体策 2 平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。	○警察における教育 ・警察の国際協力を担う人材を育成する「国際協力課程」において関連教育を実施。(警察庁)
	○パシフィック・パートナーシップ ・豪軍主催の WPS セミナーに防衛省から講師を派遣。ジェンダーの支援を踏まえた災害における日本の体験について説明(2019年4月~5月、防衛省)
具体策 3 性的及び性別に基づく暴力の被害者の自立や社会復帰に向けた支援。	○国際刑事裁判所の被害者信託基金を通じた支援(2019年7月~2020年6月、ウガンダ、外務省)
	○人身取引被害者の帰国支援事業 ・日本国内で発見された外国人人身取引被害者に対して、母国への帰国支援と、帰国後の社会復帰支援を実施(外務省)
具体策 4	2019 年については、該当案件なし。

国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。	
目標2 紛争の影響下や人道上の危機的状況下にある社会における性的及び性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。	
<p>具体策 1</p> <p>紛争の影響下及び人道上の危機下にある社会における性的及び性別に基づく暴力等のリスク軽減措置。</p>	○アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応にかかる情報収集確認調査(2019年1月～3月、アフリカ地域(広域)、JICA)
	○トルコ共和国メルスィン県エルムデリ地区におけるシリア難民情報提供・個別支援事業(2019年4月-2019年10月、(特活)Reach Alternatives (REALs))
	○バングラデシュへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力被害防止事業(2019年6月～2020年3月、バングラデシュ、(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ))
	○ミャンマー避難民のための水・衛生環境および保護環境の改善事業(2019年7月～2020年3月、バングラデシュ、(特活)難民を助ける会(AAR))
<p>具体策 2</p> <p>国連 PKO 要員等による紛争下の性的及び性別に基づく暴力等の防止・対応を強化。</p>	<p>○国際平和協力本部研修</p> <p>・内閣府 PKO 事務局が実施する、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)及び多国籍部隊・監視団(MFO)の派遣前研修に我が国が派遣する要員を参加させ、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2019年実績:司令部要員6名)。(2019年、南スーダン共和国、エジプト・アラブ共和国、内閣府国際平和協力本部(PKO)事務局)</p>
<p>具体策 3</p> <p>現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。</p>	2019年については、該当案件なし。
<p>具体策 4</p> <p>水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案に際しての性的及び性別に基づく暴力リスク分析。</p>	2019年については、該当案件なし。
具体策 5	○バーミヤンの干ばつ被害軽減のための農業支援事業

<p>人道上の危機的状況下における女性・女兒(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。</p>	<p>(2019年6月～2020年5月、アフガニスタン、(特活)CWS Japan)</p>
	<p>○コンゴ(民)における女性のための平和・人道基金(2019年4月～2020年3月、コンゴ(民)、外務省／UN Women)</p>
	<p>○エジプト、ヨルダン、イラクにおける女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス・保護支援(LEAP)((2019年4月～2020年3月、エジプト、イラク、ヨルダン、外務省／UN Women)</p>
	<p>○パレスチナの脆弱な女性へのLEAPアプローチでの緊急対応(2019年4月～2020年3月、パレスチナ、外務省／UN Women)</p>
	<p>○シリア難民女性を含めレバノンホストコミュニティにおいて人道上的リスクを抱える脆弱な女性及び少女のエンパワーメント(2019年4月～2020年3月、レバノン、外務省)</p>
<p>具体策6 コミュニティの参加・動員による性的及び性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。</p>	<p>○危機対応のための女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセスの促進及びプロテクションの強化:ケニアの人道支援と開発援助の連携における女性及び少女のエンパワーメントの促進(2019年4月～2020年3月、ケニア、外務省／UN Women)</p>
	<p>○サヘル地域における女性の人権保護及びナイジェリア、ニジェール、チャド及びマリに暴力的過激主義の予防における女性のリーダーシップ促進支援(2019年4月～2020年3月、ナイジェリア、ニジェール、チャド、マリ、外務省／UN Women)</p>
	<p>○バングラデシュにおけるロヒンギャ避難民青年女性の緊急保護ニーズへの対応(2019年4月～2020年3月、バングラデシュ、外務省／UN Women)</p>
	<p>○力を与えられた女性、平和なコミュニティ、アジアにおける暴力過激主義の防止(2019年4月～2020年3月、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、外務省／UN Women)</p>
<p>具体策7 不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。</p>	<p>2019年については、該当案件なし。</p>

目標 3 難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性的及び性別に基づく暴力が防止される。	
<p>具体策 1</p> <p>難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 2</p> <p>緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女児等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。</p>	<p>・ジャパン・プラットフォームの事業では国際基準に基づいた計画策定を行い、また、助成の審査時も被益者選定等においてジェンダーに配慮した内容になっているか確認している(外務省)</p>
<p>具体策 3</p> <p>水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性的及び性別の基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。</p>	<p>○ラカイン州における帰還民、国内避難民への住宅建設・小規模インフラ整備支援(2019 年 4 月～2021 年 3 月、ミャンマー、外務省/UN-Habitat)</p>
	<p>○ニジェール共和国の紛争の影響を受けたディツファ州とティラベリ州における子どもと女性への人道支援(2019 年 3 月～2020 年 3 月、ニジェール、外務省/UNICEF)</p>
	<p>○ヨルダンにおける脆弱な女性及び少女の強靱性強化に関するセクター横断的対応(2019 年 3 月～2020 年 3 月、ヨルダン、外務省/UNICEF)</p>
<p>具体策 4</p> <p>難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象として保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女児等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。</p>	<p>○シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査(2017 年 10 月～2019 年 2 月、トルコ、JICA)</p>
<p>具体策 5</p> <p>日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。</p>	<p>○女子の被收容者の処遇に関する取組</p> <p>・女子被收容者の看守業務はすべて女子職員が対応(法務省)</p>
	<p>○難民認定申請者に関する取組</p> <p>・性的被害等を申し立てている女性が難民認定申請する場合は女性の難民調査官が対応(法務省)</p>
	<p>○難民調査官研修における性別に基づく暴力等に係る研修の実施(2019 年実績:難民調査官 20 名)(法務省)</p>

<p>目標 4 支援者、派遣要員等による性的搾取・虐待(SEA)及び性的及び性別に基づく暴力・性的搾取と虐待を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。</p>	
<p>具体策 1 人道・復興支援活動に従事する要員による性別に基づく暴力の予防</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 2 国連 PKO 要員等及び平和構築活動や途上国の開発・人道支援事業に従事する職員・隊員による性的搾取・虐待(SEA)の防止と対応。</p>	<p>○国際平和協力本部研修 ・国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)及び国籍部隊・監視団(MFO)の派遣前研修において、性的搾取・虐待(SEA)、行動と規律、女性の保護等について教育を実施(2019 年実績:司令部要員 6 名)(内閣府 PKO 事務局)</p> <p>○性的搾取・虐待(SEA)の被害者支援のための信託基金に対する財政支援(2017 年～現在、世界各国、外務省/国連活動支援局)</p>
<p>具体策 3 国連 PKO 要員の訓練への支援。</p>	<p>○国連通信学校プロジェクト(2015 年 1 月～、外務省/国連活動支援局)</p>
<p>具体策 4 派遣時に性的及び性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 5 性的及び性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。</p>	<p>○ISILによる性的暴力に対応するためのイラク政府及びクルディスタン自治政府支援(2019 年 4 月～2020 年 3 月、イラク、外務省/SRSG-SVC)</p> <p>○コンゴ(民)における紛争に関連した性的暴力に係る不処罰に対処するための警察司法当局への支援(2019 年 3 月～2020 年 12 月、コンゴ(民)、外務省/SRSG-SVC)</p> <p>○中央アフリカ共和国における紛争関連の性的暴力の捜査及び訴追に向けた捜査及び司法当局に対する支援(2018 年 4 月～2019 年 12 月、中央アフリカ共和国、外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策 6 UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所(ICC)等に対する人的・財政的貢献。</p>	<p>2019 年については、該当案件なし。</p>

目標 5 紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する。	
<p>具体策 1</p> <p>紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。</p>	2019 年については、該当案件なし。
<p>具体策 2</p> <p>男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。</p>	2019 年については、該当案件なし。
<p>具体策 3</p> <p>法務関係者、警察及び軍に対する男女共同参画の研修と、紛争下の性的暴力に対応する研修、不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。</p>	2019 年については、該当案件なし。
<p>具体策 4</p> <p>人道上の危機的状況後の性的及び性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。</p>	2019 年については、該当案件なし。

IV. 人道・復興支援

<p>大目標： 女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の平等な参画が確保された形で支援関係者間での調整・連携のとれた人道・復興支援が実施される。IV 人道・復興支援</p>	
<p>目標 1 【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、関係者と連携しつつ支援活動を計画・実施する。</p>	
<p>具体策 1</p>	<p>○ソマリアにおける爆発物にかかる危機管理(2019 年 3 月～2020 年 3 月、ソマリア、外務省／UNMAS)</p>

緊急支援や人道支援を計画・実施する際、初動調査などにおいて可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女兒等の固有の状況・ニーズの把握。	○持続的な地雷・不発弾除去に向けた人道支援オペレーション及び国家機関の能力構築(2019年3月～2020年3月、南スーダン、外務省／UNMAS)
	○アフガニスタンにおける地雷除去支援(2019年3月～2020年3月、アフガニスタン、外務省／UNMAS)
	○イラク解放地域における人道及び安定化に関する取組を可能にする爆発物危険性管理(2019年3月～2020年3月、イラク、外務省／UNMAS)
	○シリア向け人道的地雷対策支援(2019年3月～2020年3月、シリア、外務省／UNMAS)
	○ペルーに避難したベネズエラ避難民、特に女性や子供、老人等脆弱度の高い避難民に対するプロテクション、生活物資配布、社会経済統合等での支援ニーズに対する調査事業(2019年9月～2019年10月、ペルー、(特活)JADE-緊急開発支援機構(JADE))
具体策2 女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した事業、計画立案の形成。	○ジャパン・プラットフォームの事業では、全ての事業において国際基準(Core Humanitarian Standards等)に基づいた計画策定をすることになっている。また、助成の審査時においても、裨益者選定等においてジェンダーに配慮した内容になっているか確認されている。(外務省)
	○ペルー国ピウラ市、クスコ市におけるベネズエラ避難民およびホストコミュニティ住民の保護事業(2019年9月～2020年4月、ペルー、(公財)プラン・インターナショナル・ジャパン(PLAN))
	○ウガンダ アルバ県における南スーダン難民の子どもの保護と女性の衛生促進事業(2019年5月～2020年4月、ウガンダ、(公財)プラン・インターナショナル・ジャパン(PLAN))
具体策3 食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において	○カロベエイ難民居住地区における南スーダン難民への生活環境向上に向けた包括的支援(2019年7月～2020年12月、ケニア、(特活)ピースウィンズ・ジャパン(PWJ))
	○シリア危機に影響を受けた人々を対象とした食糧安全保障、栄養改善、生計支援(2019年3月～2020年3月、シリア、外務省／WFP)

<p>周縁化されがちな女性・女児等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。</p>	<p>○カメルーンにおけるナイジェリアおよび中央アフリカからの難民・IDPの保護・解決(2019年3月～12月、カメルーン、外務省／UNHCR)</p> <p>○レバノンにおけるシリア難民及び脆弱なレバノン人に対する保護、職業教育及び訓練のための不可欠な支援(2019年3月～12月、レバノン、外務省／UNHCR)</p> <p>○ザンビアにおける難民及びその他関係者の保護及び支援(2019年3月～12月、ザンビア、外務省／UNHCR)</p> <p>○タンザニアにおける難民保護と支援(2019年3月～12月、タンザニア、外務省／UNHCR)</p> <p>○南スーダン国内難民キャンプに於けるスーダン人難民に対する保護及び支援(2019年3月～12月、南スーダン、外務省／UNHCR)</p> <p>○イラクにおける国内避難民、帰還民及びシリア難民の保護と支援(2019年3月～12月、イラク、外務省／UNHCR)</p> <p>○「マイ・スクール、マイ・コミュニティ」プロジェクト(2019年3月～12月、シリア、外務省／UNHCR)</p> <p>○女性・子どもに対する遠隔地及び治安悪化地域での水・衛生サービス(2019年3月～2020年3月、南スーダン、外務省／UNICEF)</p>
<p>具体策 4 緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。</p>	<p>○国際緊急援助隊・医療チーム ・国際緊急隊員候補者を対象とした、女性患者に配慮が必要な場合の適切な行動について講義実習の実施。また、被災地に派遣された緊急医療チームは、ジェンダーを含む災害弱者の診療情報を定量的に把握した上で、準化手法を実稼働させた(2019年、全世界、JICA)</p> <p>○ジャパン・プラットフォームの事業では、全ての事業において国際基準(Core Humanitarian Standards等)に基づいた計画策定をすることになっている。また、助成の審査時においても、裨益者選定等においてジェンダーに配慮した内容になっているか確認されている。(外務省)</p>
<p>目標 2 【移行期・復興期】女性・女児等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない支援の重要性に留意する。紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスに男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女児等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上</p>	

で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。	
<p>具体策 1</p> <p>女性・女兒を主な裨益対象とした支援。</p>	○シリア難民女性生計向上支援プロジェクト(2016年4月～2019年3月、ヨルダン、JICA)
	○紛争・災害影響地域における貧困女性のエンパワメント推進アドバイザー(2019年11月～2021年11月、スリランカ、JICA)
	○女性起業家向けワークショップ開催(帰国研修員アクションプラン実施)支援(2019年12月～2020年3月、南スーダン、JICA)
	○女性のためのセンター:トルコにおける難民女性と少女たちの社会的経済的安定(2019年4月～2020年3月、トルコ、外務省/UN Women)
<p>具体策 2</p> <p>ジェンダー主流化を進める事業への支援</p>	○難民キャンプ改善プロジェクト(2016年12月～2019年12月、パレスチナ、JICA)
	○結核対策プロジェクト フェーズ3(2015年10月～2019年8月、アフガニスタン、JICA)
	○地方産品と地方ブランドの開発プロジェクト フェーズ2(2016年7月～2019年7月、アルメニア、JICA)
	○アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト(2016年6月～2021年3月、ウガンダ、JICA)
	○北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト(2015年12月～2020年11月、ウガンダ、JICA)
	○2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト(2016年3月～2021年2月、ネパール、JICA)
	○カンビア県地域開発能力向上プロジェクト(2009年11月～2019年2月、シエラレオネ、JICA)
	○復興地域の女性支援における行政官能力強化(2019年4月～2020年3月、スリランカ、JICA)
	○CEAPAD 運営管理・ドナー援助マネジメント・調整能力強化(2019年1月～2021年1月、パレスチナ、JICA)
	○紛争影響国における地方行政に対する信頼醸成情報収集・確認調査(2019年1月～2019年12月、アフリカ地域(広域)、JICA)

	<p>○アフガニスタン女性と開発に関する啓発イベント(2019年、アフガニスタン、JICA)</p> <p>○ボコ・ハラムによるテロの被害を受けたニジェール・ディッフア州の女性・少女に対するジェンダーに配慮した人道支援(2019年4月～2020年3月、ニジェール、外務省/UN Women)</p> <p>○帰還民の安定化・再定住のための女性のリーダーシップ・能力強化(ヤンビオ、イエイ、ベンティウ)(2019年4月～2020年3月、南スーダン、外務省/UN Women)</p>
<p>具体策3 事業の実施・モニタリング、評価へのジェンダー分析の導入。</p>	<p>2019年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策4 事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み(制度面・エンパワーメント)の構築。</p>	<p>○アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト(第1期)(2016年6月～2020年、パキスタン、JICA)</p> <p>○オルタナティブ教育推進プロジェクト(2015年9月～2020年3月、パキスタン、JICA)</p> <p>○ナンガハル県及びクナール県における国内避難民・帰還民への保護・教育・水衛生支援(2019年6月～2020年7月、アフガニスタン、(公社)シャンティ国際ボランティア会(SVA))</p>
<p>具体策5 紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が性的及び性別に基づく暴力等の発生に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性的及び性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。</p>	<p>2019年度については、該当案件なし。</p>
<p>目標4【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>	
<p>具体策1 女性、女児等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘル</p>	<p>○保健プログラムアドバイザー(2018年10月～2021年3月、コートジボワール、JICA)</p> <p>○母子手帳推進計画(UNICEF連携)(2018年8月～2021年8月、アフガニスタン、JICA)</p>

<p>スライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女性のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○西パプア州ビントゥニ県における保健スタッフの人材育成を通じた女性の健康改善プロジェクト(2018年11月～2021年11月、インドネシア、JICA/国立大学法人群馬大学)</p>
	<p>○山岳地域の女性が元気に暮らせる村づくりプロジェクト(2018年2月～2022年1月、パプアニューギニア、JICA/認定特定非営利活動法人HANDS(Health and Development Service))</p>
	<p>○トリバン大学教育病院医療機材改善計画(2016年12月～2021年10月、ネパール、JICA)</p>
	<p>○ネパール国カスキ郡マチャプチャレ行政村ワード6における栄養改善と生活習慣病予防のための活動(2017年9月～2019年8月、ネパール、JICA/学校法人 森ノ宮医療大学)</p>
	<p>○ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト(2017年6月～2020年4月、JICA/ネパール交流市民の会)</p>
	<p>○保健人材開発支援プロジェクト フェーズ3(2018年10月～2023年9月、コンゴ(民)、JICA)</p>
	<p>○母子保健実施管理コース(2019年1月～2月、アフガニスタン、JICA)</p>
	<p>○大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画(本体)(2019年9月～2025年12月、コートジボワール、JICA)</p>
	<p>○妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト(2019年7月～2023年6月、コートジボワール、JICA)</p>
	<p>○母子保健サービス強化プロジェクト(2019年且10月～2022年9月、ブルンジ、JICA)</p>
<p>○枯葉剤/ダイオキシン濃厚汚染地区における低体重児の発育改善プロジェクト(2019年8月～2023年1月、ベトナム、JICA)</p>	
<p>○東カサイ州、ロマミ州、イツリ州、南ウバング州における紛争の影響を受けた人々に対する質の高い性と生殖に関する健康サービスのアクセス改善及び性的暴力への対策支援(2019年4月～2020年3月、コンゴ(民)、外務省/UNFPA)</p>	

<p>具体策 1</p> <p>女性、女児等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女児のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○暴力的過激主義の影響を受けたラク州(チャド湖地域)における女性・若者のエンパワメント及びコミュニティレジリエンスの発展(2019年4月～2020年9月、チャド、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○マダガスカル南部干ばつ地域への緊急リプロダクティブ・ヘルスを介した人道支援案件(2019年4月～2020年3月、マダガスカル、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○緊急リプロダクティブ・ヘルスサービス及び助産婦訓練の提供(2019年4月～2020年3月、南スーダン、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○オロミア州及び南部諸民族州において干ばつ及び紛争の影響を受けた地域でのリプロダクティブヘルス及び性差に基づく暴力被害者支援(2019年4月～2020年3月、エチオピア、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○シリア難民女性、少女、少年及び男性に対する必要不可欠なリプロダクティブ・ヘルス・サービスの提供(2019年4月～2020年3月、ヨルダン、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○イラクにおける国内避難民、帰還民、難民女性に対するリプロダクティブ・ヘルス及び性暴力に対応する統合された緊急サービス提供(2019年4月～2020年3月、イラク、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○シリアを担う次世代のための能力構築支援(2019年4月～2020年9月、シリア、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○「マイ・スクール、マイ・コミュニティ」プロジェクト(2019年4月～2020年9月、シリア、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○女性の能力強化及び生計向上を通じた危機影響下にある脆弱な人々のレジリエンス強化・第三フェーズ(2019年4月～2020年9月、シリア、外務省／UNFPA)</p>
	<p>○イエメンの最弱な女性、女児に対するジェンダーに基づく暴力に関する統合的緊急対処サービスの提供(2019年4月～2020年3月、イエメン、外務省／UNFPA)</p>
<p>○女性の健康:パレスチナのガザと脆弱なコミュニティにおける女性の性と生殖に関する健康と乳がんの状況を改善することにより、女性の健康と権利保護を急務的に支援する(2019年4月～2020年3月、パレスチナ、外務省／UNFPA)</p>	

<p>具体策 1</p> <p>女性、女兒等が基礎的医療サービスを享受するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>○バングラデシュ・コックスバザール県に滞在・居住している難民及びホストコミュニティを含む対象地域で脆弱な立場にある女性及び子ども・青年向けのリプロダクティブ保健支援とジェンダーに基づく暴力の被害者の保護また予防支援(2019年4月~2020年6月、バングラデシュ、外務省/UNFPA)</p>
	<p>○HIVとともに生きるトーゴ女性へのHIV/エイズと子宮頸癌の統合ケアの提供(2017年3月~2019年3月、トーゴ、外務省/IPPF)</p>
	<p>○ネパール地震の被害地域において、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとHIVの統合サービスの提供を増やし、女性のアクセスを高める(2019年10月~2021年9月、ネパール、外務省/IPPF)</p>
	<p>○持続可能かつ包括的な成長のためのコミュニティ活動:インドにおける脆弱層の女性のためのジェンダー平等及び女性エンパワーメントアプローチを通じた性と生殖に関する健康へのアクセス増加(2018年4月~2020年3月、インド、外務省/IPPF)</p>
	<p>○ベネズエラにおけるジカウイルス感染症予防及び対処のための包括的なモデルを展開する:性と生殖に関する健康(SRH)アプローチ(2018年5月~2020年4月、ベネズエラ、外務省/IPPF)</p>
	<p>○ウガンダにおける官民連携を通じた性と生殖に関する健康(SRH)サービスのための質の高いケアの強化(2018年5月~2020年4月、ウガンダ、外務省/IPPF)</p>
	<p>○カメルーン全国家族福祉協会クリニックにおける子宮頸がんスクリーニング及びケアをHIV罹患女性に提供するサービス・パッケージ統合(2018年4月~2019年3月、カメルーン、外務省/IPPF)</p>
	<p>○マルダーン地区における性暴力・ジェンダーに基づく暴力(SGBV)と有害な慣習(HTPs)への対処と被害者のニーズへの対応(2019年9月~2021年9月、パキスタン、外務省/IPPF)</p>
<p>○レバノン国ベッカーにおけるシリア難民及びホストコミュニティを対象にした妊娠・リプロダクティブヘルスに係る疾病及び</p>	

<p>具体策 1</p> <p>女性、女児等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保し、MISP(性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を支援。女性・女児のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<p>死亡の削減(2019年9月～2021年9月、レバノン、外務省/IPPF)</p>
	<p>○国内避難民及び紛争の影響を受けたその他のイエメン人に対する緊急保健支援(2019年3月～2020年2月、イエメン、外務省/IOM)</p>
	<p>○コックスバザール県におけるミャンマー避難民およびホストコミュニティのための基礎的医療・母子保健支援事業(2019年7月～2020年3月、バングラデシュ、(特活)ピースウィンズ・ジャパン(PWJ))</p>
	<p>○サブタリ郡における緊急物資支援(2019年9月～2019年12月、ネパール、(一社)日本インターナショナル・サポート・プログラム(JISP))</p>
	<p>○レバノンの避難先コミュニティにおける教育、医療・保健、心理社会的サポートを通じた子どもと家族支援(2019年7月～2020年10月、レバノン、(特活)パレスチナ子どものキャンペーン(CCP))</p>
	<p>○ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業(2019年4月～2020年3月、ウガンダ、(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ))</p>
	<p>○バングラデシュ・コックスバザール県ミャンマー避難民のためのし尿処理施設と女性用水浴び室を通じた水衛生環境改善事業(2019年4月～2020年4月、バングラデシュ、(特活)IVY)</p>
<p>具体策 2</p> <p>紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。また、紛争時に教育を受けることができなかった子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</p>	<p>2019年については、該当案件なし。</p>
<p>具体策 3</p> <p>女性・女児に対する平等な教育を支援。</p>	<p>○中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画(2017年5月～2021年4月、ハイチ、JICA)</p>
	<p>○国立職業訓練機構能力強化プロジェクト(2015年1月～2021年3月、コンゴ(民)、JICA)</p>
	<p>○未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト フェーズ2(2016年3月～2025年3月、アフガニスタン、JICA)</p>

	○ウガンダ共和国北部南スーダン難民居住地における教育支援(2019年5月～2020年3月、ウガンダ、(特活)難民を助ける会(AAR))
	○バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民および地域住民を対象とした教育支援事業(2019年5月～2020年5月、バングラデシュ、(公財)プラン・インターナショナル・ジャパン(PLAN))
<p>具体策4 復興のための生計・収入向上支援(農業・農村開発支援を含む)に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	○生活改善アプローチに基づいた東部地域地方開発能力強化プロジェクト(2018年1月～2023年1月、エルサルバドル、JICA)
	○水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト(2017年4月～2020年12月、イラク、JICA)
	○ヨルダン・日本・イスラエル三角協力:ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト フェーズ3(2017年1月～2020年1月、ヨルダン、JICA)
	○国産米振興プロジェクト(2014年1月～2020年3月、コートジボワール、JICA)
	○一村一品(OVOP)コロンビア推進プロジェクト(2014年3月～2020年2月、コロンビア、JICA)
	○シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト(2015年3月～2020年3月、ネパール、JICA)
	○一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト(2017年1月～2020年1月、キルギス、JICA)
	○東かがわとネパールをつなぐ女性生活改善プロジェクト(2017年8月～2020年8月、ネパール、JICA/ネパールへの技術協力実行委員会)
	○シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト(2017年3月～2022年10月、パキスタン、JICA)
	○市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト(2016年7月～2021年7月、パレスチナ、JICA)
	○バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト(2019年7月～2022年12月、フィリピン、JICA)
	○栄養改善及び女性の収入向上のための大豆食品バリューチェーン構築ビジネス(SDGsビジネス)調査(2019年10月)

<p>具体策 4</p> <p>復興のための生計・収入向上支援（農業・農村開発支援を含む）に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>～2021年12月、ブルキナファソ、JICA／不二製油グループ本社株式会社)</p> <p>○自然災害等を背景とした社会不安および飢餓の発生を防ぐためのイネ種子生産および配布を通じた支援(2018年4月～2019年3月、ナイジェリア・ケニア、外務省／CGIAR (Africa rice))</p> <p>○衣料及び繊維製品のバリューチェーン支援を通じた女性と若者の雇用可能性の強化(2019年3月～2020年8月、パレスチナ、外務省／UNIDO)</p> <p>○中央スラウェシ州地震・津波被災者への仮設住宅資材配布と生活再建支援(2019年7月～2020年8月、インドネシア、(特活)パルシック(PARCIC))</p>
<p>具体策 5</p> <p>復興のためのインフラ整備に女性・女兒の保護や男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○緊急住宅復興事業(2015年12月～2021年3月、ネパール、JICA)</p> <p>○ネパール地震復旧・復興計画(2016年2月～2020年5月、ネパール、JICA)</p> <p>○貧困削減地方開発事業(フェーズ2)(2017年3月～2021年5月、ミャンマー、JICA)</p>
<p>具体策 6</p> <p>紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除において女性・女兒のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	<p>○国際平和維持活動に関する業務の概要</p> <p>・陸上自衛隊国際活動教育隊において、幹部34名に対する国際平和維持活動に関する業務の概要教育。(防衛省)</p>
<p>具体策 7</p> <p>紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を取り組む</p>	<p>2019年については、該当案件なし。</p>
<p>目標 5 人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。</p>	
<p>具体策</p>	<p>2019年については、該当案件なし。</p>

計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女兒等の保護を助成・委託先に至るまで確保	
--	--

V. モニタリング・実施状況

大目標： 行動計画実施状況のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。	
目標 1 行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。	
具体策 1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。	2016年4月に各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み。
具体策 2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」という)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める)。	2016年4月に各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会を設置済み。
具体策 3 外務省は、行動計画実施状況の年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。	2018年の行動計画モニタリング・実施状況報告書(日本語)を公開(外務省)。
目標 2 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。	
具体策 1 評価委員会(以下「委員会」という)を設置する(政府側の窓口は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める)。	2016年4月以降、設置済み(外務省)。
具体策 2 委員会は、WPS分野に十分な知識と経験のある専門家で構成され	2016年4月にWPS分野に関する十分な知識と経験を有する、かつ、市民社会及びNGOを代表する委員を含む専門家で構成される評価委員会を設置済み(外務省)。

<p>る。市民社会及び NGO 等を代表する委員の選任については、安保理決議 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等からの推薦も参考にする。</p>	
<p>具体策 3 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。</p>	<p>評価委員会が必要に応じて情報提供を求める仕組みは構築済み(外務省)</p>
<p>具体策 4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。</p>	<p>評価委員会が必要に応じて意見を表明する仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 5 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる</p>	<p>専門家がモニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供する仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 6 評価委員による評価は 2 年ごとに行い、報告書を Web 上に日本語と英語で公開する。</p>	<p>2019 年に策定された第 2 次行動計画より 2 年ごとの評価・報告となったため、2019 年は報告書を作成せず、2020 年度内に 2018 年及び 2019 年の報告書を公開予定(外務省)。</p>
<p>具体策 7 委員会は、窓口と協力し、安保理決議 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う機会を設ける。</p>	<p>評価委員会が市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う仕組みは構築済み(外務省)。</p>
<p>具体策 8</p>	<p>評価委員会が行動計画の見直しの方向性を提言することができる仕組みは構築済み(外務省)。</p>

<p>委員会は行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、1回目(改訂版の実施2年目)の実施状況の評価報告書の完成を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。</p>	
<p>具体策9 政府は、女子差別撤廃条約(CEDAW)や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(UPR)等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	<p>次回定期報告において報告することを検討中(外務省)</p>
<p>目標3 4年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。</p>	
<p>具体策1 政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。</p>	<p>○評価委員からの評価報告書を含む提言については、次回改訂に向けて精査中(外務省)。</p>
<p>具体策2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く。また、見直しに当たり安保理決議1325号及び関連決議に沿ってWPSの分野に十分な知識と経験のある専門家、市民社会及びNGO等と意見交換を行う。</p>	<p>○2019年度は行動計画第二版(改訂版)の活動として、7月と12月に市民社会・NGOとの対話を開催(外務省)。</p>
<p>具体策3 外務省は、本行動計画策定後、速やかに4年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。</p>	<p>○見直しのための作業スケジュールについては検討中(外務省)。</p>

参考資料2

参考資料2-1 脆弱国に対する二国間政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額（2018年1月～2018年12月）

2018年1月～12月の二国間政府開発援助(ODA)拠出金額 13284.63 百万ドルのうち、脆弱国に対する ODA でジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額、1026.04 百万ドルだった(2017 年は 890.72 百万ドル)。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、主目的ではないものの、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。(注:ジェンダー・マーカは二国間 ODA(国際機関を通じた二国間支援を含む)が対象であり、マルチの ODA(国際機関向け拠出・出資等)は対象外。また、各項目の数値については、端数処理の結果、合計欄の数値と一致しないことがある。)

以下の脆弱国リストは、2018 年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて 90 以上のスコアの国とした。

アフガニスタン	コンゴ共和国	ハイチ
イエメン	コンゴ民主共和国	パキスタン
イラク	シエラレオネ	パプアニューギニア
ウガンダ	ジブチ	バングラデシュ
エチオピア	シリア	ブルンジ
エリトリア	ジンバブエ	マーシャル
カメルーン	スーダン	マリ
ガンビア	パレスチナ	ミクロネシア
北朝鮮	ソマリア	南スーダン
ギニア	ソロモン	ミャンマー
ギニアビサウ	チャド	モーリシャス
キリバス	中央アフリカ	モザンビーク
ケニア	ツバル	リビア
コートジボワール	トーゴ	リベリア
コソボ	ナイジェリア	レバノン
コモロ	ニジェール	

	無償		有償		技協		(百万ドル)	
	主	副	主	副	主	副	合計	副
	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
教育政策および管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4
教育施設および研修	0.4	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.6
初等教育	0.0	1.7	0.0	0.0	0.9	6.2	0.9	7.9
幼児教育	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
中等教育	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
下級中等教育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
職業訓練	0.1	4.1	0.0	0.0	0.0	1.9	0.1	6.1
高等教育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	3.4
保健政策および管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.6	1.9	2.6
医療サービス	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
基本的健康管理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
基礎保健インフラ	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
基礎栄養摂取	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
伝染性疾患の統制	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
保健教育	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5
性と生殖に関する健康管理	5.1	0.0	0.0	0.0	1.6	0.7	6.7	0.7
HIV/エイズを含む性感染症管理	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3
人口および性と生殖に関する健康の人材開発	0.2	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	3.5	0.0
上水-大規模システム	0.0	2.1	0.0	30.9	0.0	2.5	0.0	35.5
下水-大規模システム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8
基本的な飲料水の供給	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
地方分権化と地方政府への支援	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	2.2
法的・司法的発展	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
民主的参加と市民社会	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
女性の平等のための団体と機関	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	0.0
女性と少女に対する暴力の根絶	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	0.0
安全保障システム管理と改革	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	0.0	3.9
紛争後(UN)平和構築	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
社会的保護	0.0	0.1	0.0	0.0	1.3	0.4	1.3	0.5
社会的保護、福祉サービス政策、計画、行政	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
雇用創出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
道路輸送	0.0	0.0	0.0	105.9	0.0	0.0	0.0	106.0
鉄道輸送	0.0	0.0	0.0	266.3	0.0	8.7	0.0	275.0
航空輸送	0.0	0.0	0.0	18.6	0.0	0.0	0.0	18.6
発電(再生可能資源、不特定)	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3
ビジネス政策・行政	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3
農業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	0.0	6.4
農業開発	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0	0.5
農業水資源	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	3.6	0.0	21.8
農作物生産	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	5.2
家畜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8
農業教育/研修	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
農業サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8
農業金融サービス	0.0	0.0	0.0	39.4	0.0	0.0	0.0	39.4
林業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3
林業開発	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
漁業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6
産業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	1.3
中小企業(SME)発展	0.0	0.0	35.8	27.2	0.0	1.3	35.8	28.4
繊維品、革及び代用物	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0
観光政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
環境政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8
生物多様性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	2.3
多部門援助	0.0	0.0	0.0	21.7	0.0	0.4	0.0	22.1
都市開発と管理	0.0	0.0	0.0	39.9	0.0	0.0	0.0	39.9
地方開発	0.0	0.0	0.0	45.6	0.0	0.6	0.0	46.2
災害リスク軽減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
物資による救援支援とサービス	0.7	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	21.1
緊急食糧援助	20.7	26.5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.7	26.5
救援調整及び支援サービス	2.4	160.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	160.2
緊急事態直後の復興と復旧	7.5	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	9.0
合計							97.99	928.05

参考資料2-2 脆弱国に対する二国間政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額（2019年1月～2019年12月）

2019年1月～12月の二国間政府開発援助(ODA)拠出金額 14677.02 百万ドルのうち、脆弱国に対する ODA でジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額は、480.23 百万ドルだった(2018 年度は 1026.04 百万ドル)。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、主目的ではないものの、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。(注:ジェンダー・マーカは二国間 ODA(国際機関を通じた二国間支援を含む)が対象であり、マルチの ODA(国際機関向け拠出・出資等)は対象外。また、各項目の数値については、端数処理の結果、合計欄の数値と一致しないことがある。)

以下の脆弱国リストは、2019 年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて 90 以上のスコアの国とした。

アフガニスタン	コンゴ共和国	パキスタン
イエメン	コンゴ民主共和国	パプアニューギニア
イラク	ジブチ	東ティモール
ウガンダ	シリア	ブルンジ
エチオピア	ジンバブエ	マーシャル
エリトリア	スーダン	マリ
カメルーン	パレスチナ	ミクロネシア
ガンビア	ソマリア	南スーダン
北朝鮮	ソロモン	ミャンマー
ギニア	チャド	モーリシャス
ギニアビサウ	中央アフリカ	モザンビーク
キリバス	ツバル	リビア
ケニア	トーゴ	リベリア
コートジボワール	ナイジェリア	レバノン
コソボ	ニジェール	
コモロ	ハイチ	

	無償		有償		技協		(百万ドル)	
	主	副	主	副	主	副	主	副
	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
教育政策および管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
教育施設および研修	0.4	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.6
初等教育	0.2	10.7	0.0	0.0	1.1	2.9	1.2	13.5
幼児教育	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
中等教育	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
職業訓練	0.4	1.6	0.0	0.0	0.0	1.3	0.4	2.9
高等教育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
保健政策および管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.8	0.4	1.8
医療サービス	0.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8
基本的健康管理	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
基礎保健インフラ	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
基礎栄養摂取	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
伝染性疾患の統制	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
非伝染性疾患の統制, 一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
性と生殖に関する健康管理	3.9	0.0	0.0	0.0	0.9	1.0	4.8	1.0
HIV/エイズを含む性感染症管理	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2
上水-大規模システム	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	1.9	0.0	9.2
基本的な飲料水の供給	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	6.9
基本的な下水	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2
廃棄物管理/処分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4
気象サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
民主的参加と市民社会	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
女性の平等のための団体と機関	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0
女性と少女に対する暴力の根絶	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0
安全保障システム管理と改革	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9
市民による平和構築、紛争防止と解決	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4
地雷撤去	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
社会的保護	0.0	7.8	0.0	0.0	0.5	0.3	0.5	8.1
社会的保護, 福祉サービス政策, 計画, 行政事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
雇用創出	0.4	7.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	7.1
道路輸送	0.0	0.1	0.0	37.6	0.0	0.4	0.0	38.0
鉄道輸送	0.0	0.0	0.0	16.3	0.0	8.8	0.0	25.1
航空輸送	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5
送電、配電(中央管理の大規模送電網)	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7
ビジネス政策・行政	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
ビジネス発展サービス	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
農業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	4.1
農業開発	0.0	0.7	0.0	17.5	0.0	0.7	0.0	18.9
農業水資源	0.0	0.0	0.0	13.5	0.0	2.7	0.0	16.2
農作物生産	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	7.3
家畜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
農業研究	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
農業サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	3.4
農業金融サービス	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	60.0
家畜/獣医サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
林業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.2	0.0	6.2
林業開発	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
漁業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	1.5
産業政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	1.3
中小企業(SME)発展	0.0	0.0	14.2	69.2	0.0	2.7	14.2	71.9
繊維品、革及び代用物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
観光政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
環境政策と管理運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4
生物多様性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
多部門援助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
都市開発と管理	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5
都市部土地政策, 管理	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
都市開発	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
災害リスク軽減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
家庭の食糧安全保障プログラム	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
物資による救援支援とサービス	0.0	77.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.5
緊急食糧援助	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
救援調整及び支援サービス	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7
緊急事態直後の復興と復旧	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
合計							33.72	446.51

評価委員会

役職	氏名	肩書き
委員長	目黒依子	上智大学名誉教授
委員	池田恵子	静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員
		減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
	石井宏明	一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
	石井美恵子	国際医療福祉大学大学院 災害医療領域 教授
	大崎麻子	関西学院大学総合政策学部客員教授
	川眞田嘉壽子	立正大学法学部教授
	久保田真紀子	JICA国際協力専門員
	佐藤文香	一橋大学大学院社会学研究科教授
	瀬谷ルミ子	特定非営利活動法人 Reach Alternatives (REALs)
	山谷清志	同志社大学政策学部教授